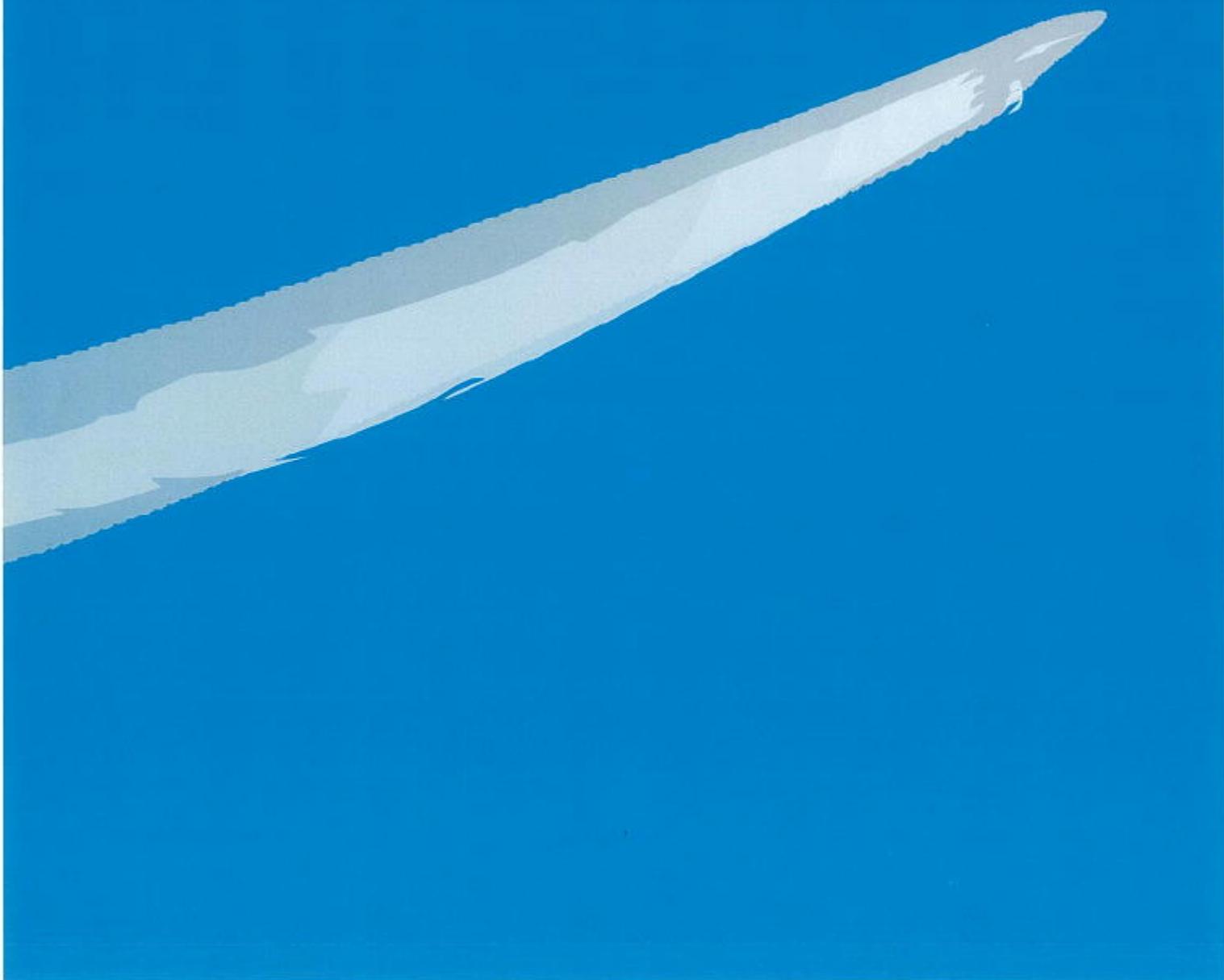


# 第1次紀の川市長期総合計画

## 後期基本計画



いきいきと 力をあわせたまちづくり  
夢 あふれる 紀の川市

平成25年3月  
紀の川市



## ごあいさつ

紀の川市は、平成17年11月7日に旧那賀郡の5町（打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町）が合併して誕生いたしました。

平成20年3月に「第1次紀の川市長期総合計画」を策定し、「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」を将来像に掲げ、これまでの5年間、市民のみなさまのご理解とご協力をいただきながら、協働でまちづくりを進めてまいりました。

この間を振り返りますと、自然災害の頻発、人口減少・少子高齢化のさらなる進展、社会経済情勢の変化、新たな地方のあり方への対応、交流の拡大化など、さまざまな課題が生じております。

このたび策定いたしました「第1次紀の川市長期総合計画後期基本計画」は、地方行政を取り巻く状況が刻々と変化する中、先の課題に柔軟に対応しつつ、安全・安心の確保、地域資源を活かした地域ビジネスの推進、交流人口の増加によるまちの活性化など、本市にとって、今後5年間を見据えた施策展開やまちづくりの基本的な方向性を示したものとなっております。

平成25年1月から新庁舎での業務も開始となりました。これを機会に「市民サービスの向上」と「紀の川市民としての意識の一体化」をめざし、これまで以上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の実現に向けて、今後とも市民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本計画策定にあたり、ご尽力を賜りました関係者のみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

紀の川市長 中村慎司



# 目 次

## 序論

1

第1章	計画策定の趣旨	3
第2章	紀の川市をとりまく社会状況の変化	4
第3章	新たな課題への対応	6
第4章	基本構想の概要	11

## 基本計画

17

第1章	基本計画の概要	19
	1. 基本的な考え方	19
	2. 基本計画の構成	19
	3. 計画の体系	20
第2章	具体的な取り組み	27
	政策目標1 「協働」の実現	27
	1-1-1. 市民と行政の協働のしくみづくり	28
	1-1-2. 市民活動の育成支援と国際交流	30
	1-1-3. コミュニティ活動の支援	32
	1-2-1. 自主防災組織の育成など地域防災力の向上	34
	1-2-2. 防犯・交通安全対策の推進	36
	政策目標2 「人づくり」の実現	39
	2-1-1. 地域医療体制および救急医療体制の充実	40
	2-1-2. 健康づくりの支援	42
	2-1-3. 障がい者の自立支援	44
	2-1-4. 高齢者福祉サービスの充実、介護予防の推進	46
	2-1-5. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり、 子育て環境・体制の整備、支援	48
	2-1-6. 地域福祉体制の整備	50
	2-1-7. 斎場の整備・集約化	52
	2-2-1. 人権の教育・啓発、男女共同参画の推進	54
	2-2-2. 小中学校教育の充実	56
	2-2-3. 家庭教育の推進	58
	2-2-4. 地域での子どもの健全育成の推進	60
	2-2-5. 歴史文化の継承、多様な文化・芸術を楽しめる 環境づくり	62
	2-2-6. 生涯学習の推進	64
	2-2-7. スポーツ環境の充実	66

政策目標3 「基盤づくり」の実現	69
3-1-1. 計画的な土地利用と都市基盤の整備	70
3-1-2. 公共交通網の整備	72
3-1-3. 道路網の計画的な整備	74
3-1-4. 水道水の安定的な供給	76
3-1-5. 情報通信基盤の整備	78
3-1-6. 災害に強い安全なまちづくり	80
3-1-7. 美しいふるさと景観のまちづくり	82
3-2-1. 就業しやすい活力ある産業づくり	84
3-2-2. 魅力と個性ある便利な商業環境づくり	86
3-2-3. 活力ある農業と食のまちづくり	88
3-2-4. 魅力ある田園観光交流のまちづくり	90
政策目標4 「環境づくり」の実現	93
4-1-1. ごみの減量・資源化等衛生的な環境づくり	94
4-1-2. 下水道整備などによる河川等の水質改善	96
4-2-1. 森林の保全とふれあい環境づくり	98
4-2-2. 水辺の自然ふれあい環境づくり	100
政策目標5 「行財政」の実現	103
5-1-1. 効率的・効果的で健全な行財政運営	104
5-1-2. 行政評価制度の推進	106
5-2-1. 職員の能力向上	108
5-2-2. わかりやすい情報発信とPR戦略の展開	110
5-2-3. 新庁舎を拠点とした市民サービス	112

## 参考資料編

1. 策定の経緯	117
2. 紀の川市長期総合計画審議会(後期基本計画)委員名簿	118
3. 策定体制図	119
4. 紀の川市長期総合計画審議会条例	120
5. 諒問・答申	121
6. 用語解説	122
7. 紀の川市民憲章	131



# 序 論



# 第1章 計画策定の趣旨

○本総合計画は、平成17年に新たに誕生した紀の川市として、新たな時代に対応した新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために策定された計画です。「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」を将来像とする基本構想を平成20年3月に議会の議決を経て策定し、現在、前期基本計画と実施計画に基づき、市民と一体となって、積極的な施策、事業の展開を図っているところです。

○前期基本計画が平成24年度までの計画であることから、これに続く基本計画として平成25年度から平成29年度の5か年を期間とする「後期基本計画」を策定します。

○この間、自然災害の頻発、人口減少・少子高齢化のさらなる進展、経済活動の衰退など本市を取り巻く状況が変化してきており、後期基本計画は、こうした変化に柔軟に対応しながら、また市民の意向をふまえ、より豊かな市民生活を実現し、次世代にも誇れるまちづくりをめざして、今後5年間（平成25年度から平成29年度）に推進するまちづくりの指針とするものです。

## 計画期間



## 第2章 紀の川市をとりまく社会状況の変化

### (1) 自然災害の頻発

近年、国内外で大規模な地震や風水害等が頻繁に発生し、また、ひとつの災害における被害が局所的に大きくなっています。自然災害に対する市民の安全や安心への意識が高まっています。

本市においても平成23年9月の台風12号において浸水やため池の決壊等による甚大な被害に見舞われました。また、今後30年以内に東南海・南海地震が発生する確率は60%程度と高くなっています。

災害を未然に防ぐことはできませんが、自助・共助・公助の考え方で、市民とともに防災力を向上し、減災の取り組みを進めることができます。

### (2) 人口減少・少子高齢化のさらなる進展

わが国の人口は、平成22(2010)年国勢調査による1億2,806万人から、約40年後の平成60(2048)年には1億人を割って9,913万人となり、平成72(2060)年には8,674万人になるものと推計（ただし、出生中位（死亡中位）推計による。）されています。

また、同推計期間内に年少人口割合は当初の13.1%から9.1%へと4.0ポイントの減少、生産年齢人口割合は63.8%から50.9%へと12.9ポイントの減少が見込まれるのに対し、65歳以上人口割合は一貫して上昇し、平成72(2060)年には39.9%と推計されています。本市の65歳以上人口割合は、平成47(2035)年には39.8%に推移すると予想されており、国よりも30年早く、高齢化率が約4割になると推計されています。

人口減少の傾向は特に地方都市において顕著となっています。本市においても人口減少が続いている、平成24年3月末の住民基本台帳人口は67,195人で平成18年3月末からの6年間で約3,000人（4.6%）減少しています。



### (3) 社会経済情勢の変化

アメリカ発の金融危機を発端として世界的な経済金融危機に突入し、特に最近のヨーロッパ諸国の経済金融危機により、わが国の景気も急激に悪化し、経済情勢、雇用情勢の厳しい状況が続くなっています。

また、地域経済と密接な結びつきを有している第1次産業および第2次産業の低迷も続いており、特に本市の基幹産業でもある農業においては、農業者の高齢化・担い手不足、耕作放棄地の増大などますます問題を抱える状況にあります。しかし、国民の食の安全性の確保、国土保全など農業・農村の果たす役割は非常に大きく、今後は、農業を活用した他産業との連携による地域ビジネスの展開など、多角的な視点で地域にふさわしい農業振興策を進めるとともに、地域特性を踏まえた第2次産業、第3次産業振興策を進めていく必要があります。

### (4) 新たな地方のあり方への対応

地方分権の推進により、国と地方自治体の役割が見直され、地方自治体が特色あるまちづくりを行うための制度の改革が進められています。

これにより、市町村への権限移譲が進められ、高度化、多様化する住民ニーズに即応し、豊かさとゆとりを実感できる地域社会を築き上げていくため、地方自治体の果たすべき役割はますます重要になっています。また、社会保障費の増大や税収の減少に伴う財政危機により、国、地方自治体とともに抜本的な政策・財政運営の見直しを迫られています。

このような状況に適切に対応するためには、地方自治体は自主性や自立性を高め、住民に最も身近な自治体として、時代の変化に対応する人材の育成を積極的に推進していくとともに、歳入に応じた政策を行っていくことが求められています。

また、新しい公共の担い手としてNPOや市民活動団体、また企業等の多様な民間主体との協働を進めるために、そのしくみづくりや育成・支援が重要となっています。

### (5) 交流の拡大化

情報通信技術の進歩等による飛躍的な情報化の進展、国際交流の活発化など、経済活動や国民生活などあらゆる分野で、情報・交流がボーダーレス化しています。一個人からの発信が世界的な動きをつくるといった現象が生じる一方で、情報過多による弊害なども生じるようになっています。

グローバル化が進む国際社会において、国際的な視点で考えられる市民の育成が求められ、相互理解の視点や情報格差への対応に配慮しながら、広い視点で国際化や交流の拡大を推進していくことが求められています。

### 第3章

## 新たな課題への対応

### (1) 安全・安心の確保

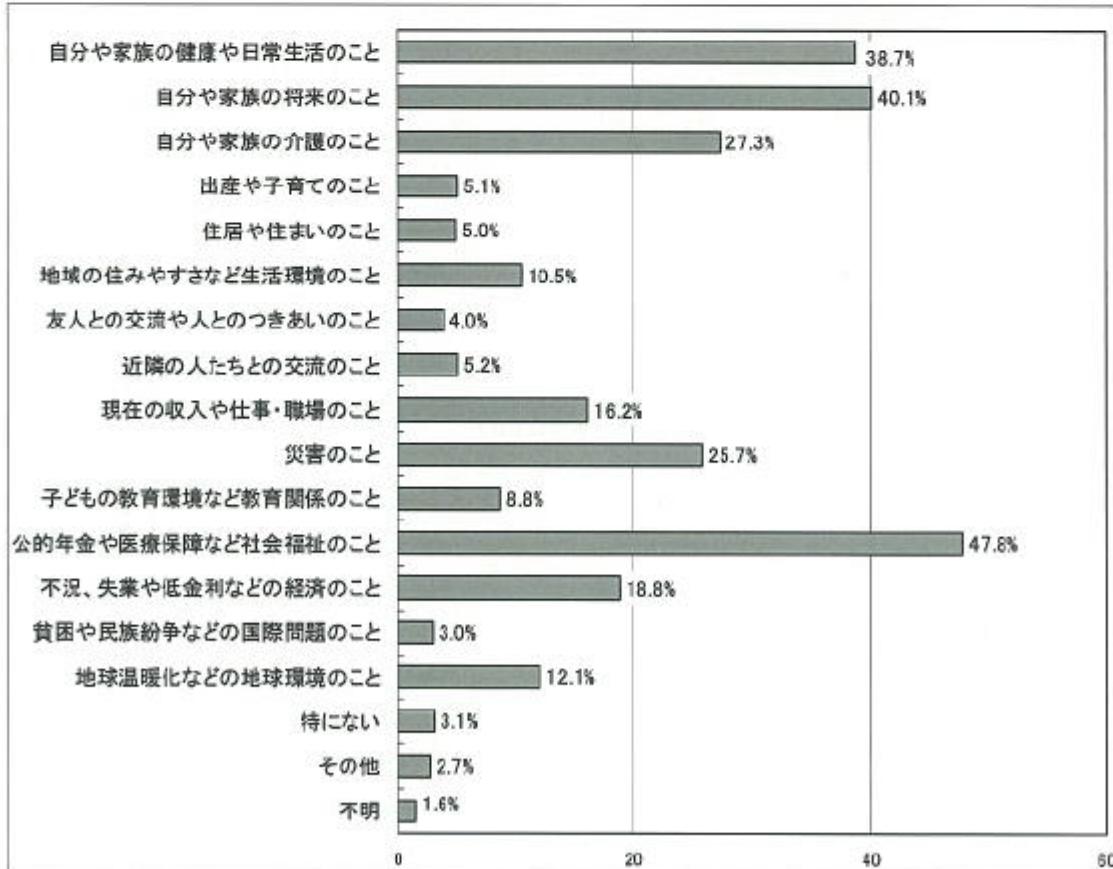
平成23年9月の台風12号においては、桃山町調月地区宮ノ前排水機場周辺、桃山地域北西部、貴志川町丸栖地域北東部などで住宅や道路、田畠などへの浸水被害、また、那賀地区愛宕池の決壊も発生し、災害への対応の必要性が改めて明らかになりました。市民の防災に対する関心も非常に高くなっています。

これまでも、避難所となる学校施設の耐震化や防災資機材の整備・管理など防災事業を積極的に進めてきているところですが、今後、水害対策の見直し・強化、自助対策や避難等に関する意識づくりなど市民の防災意識向上のための取り組みなどをさらに進め、本市の防災力を高める必要があります。

また、超少子高齢社会を迎える中で、市民は社会福祉や健康について関心が高く、安心して暮らせる紀の川市としていくために、今後とも福祉の充実、市民の健康づくりなどの取り組みについても充実を図ることが求められます。

#### 市民意識調査（平成23年12月実施）結果より

「問5. あなたが今、気がかりなこと、興味や関心をお持ちのことについて選んでください。」



## (2) 多様な社会問題に対する支援体制づくり

世帯構成の変化（核家族化、ひとり親世帯の増加等）、ライフスタイルの多様化（単身世帯の増加、共働き世帯の増加）が進み、隣近所のつきあいやコミュニティの希薄化などにより、子育てや介護の孤立化が問題となっています。そういった社会からの孤立や経済的な問題などのストレスが多い社会環境の中で、虐待等の問題が増加傾向にあります。児童・高齢者・障がい者の虐待問題、人権問題、学校に関する児童・生徒や保護者の問題や悩みなど、多様な社会問題が起こっています。

このような市民が抱える問題に対応するために、身近に相談できる体制づくりや専門的な対応のしくみづくりとともに、市民同士や地域での支え合いがますます重要になっています。

地域福祉計画（平成21年度策定）の基本理念「みんなで支え合い安心して心豊かに暮らせるまち」に基づき、地域のコミュニティづくりや市民との協働により支え合いのしくみづくりを進めていくことが求められます。

## (3) 大学等との連携による地域づくり

地域づくりは、多様な担い手が連携し、協働しながら進めていくことが重要です。様々なスキルを蓄積する大学や企業等は本市における重要な知的資源との認識を新たに、相互に連携し、地域づくり、人づくりの取り組みを進めていくことが重要です。

大学との連携による人材育成プログラムの実施や生涯学習などにおける企業との交流などを進めます。

## (4) 地域資源を活かした地域ビジネスの推進

本市において農業、農村環境、紀の川や縁豊かな森林などの自然環境は重要な地域資源であり、これらの資源を活かした様々な産業の発展や起業化など、地域ビジネスを推進するための優遇策、支援策に取り組み、地域にふさわしい産業を振興することが求められます。

また、多様な技術や能力をもった人材の誘致を図り、地域資源を活用した企業を促すために、定住者への住宅支援策や企業への支援策を展開するなど本市に住む人を増やし、地域の活性化を促すことが期待されます。

新規企業、既存企業ともに総合的な支援策を行い、地域における多様な就業機会を創出していくことが求められます。

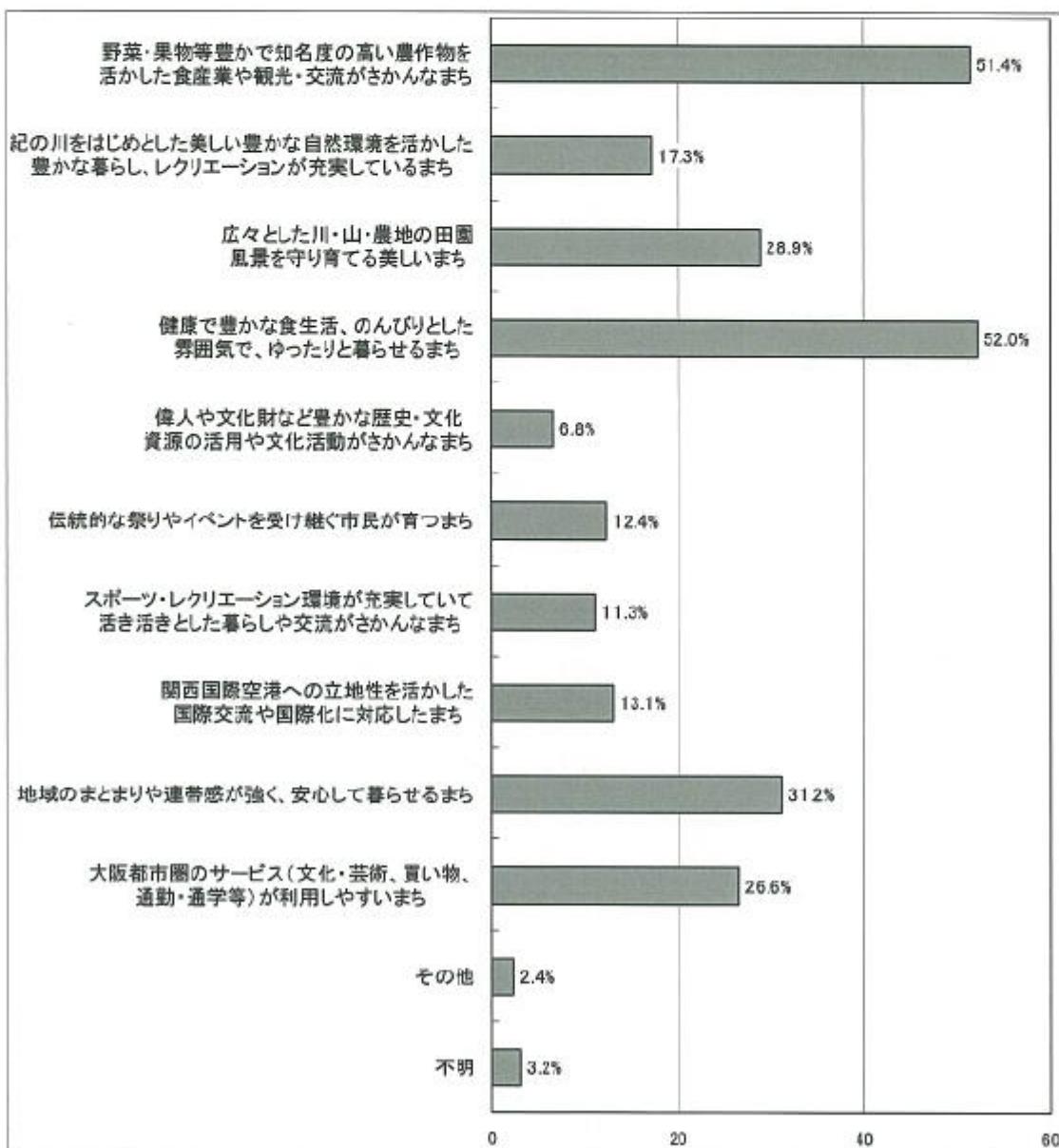
## (5) 交流人口の増加による活性化

本市が有する「のひやかで緑豊かな田園景観」、「豊かな農産物」、「アウトドア・レクリエーション資源」など多様な地域資源を改めて見直し、体験観光の推進など、それらの地域資源に新たな価値を加えて本市の特色として高め、交流を促進し、交流人口の増加による活性化を図ることが求められます。

京奈和自動車道など交流基盤の整備が進められており、それらを最大限に活用したまちづくりを進めるために、国内外への情報発信を強化するとともに、受け入れ体制のより一層の充実により交流拡大を図ります。

### 市民意識調査（平成23年12月実施）結果より

「問6. 今後の紀の川市の取り組み方針を考える上で、他地域の方に誇れる紀の川市の魅力づくりをどのように進めていったらいいと考えられますか。」

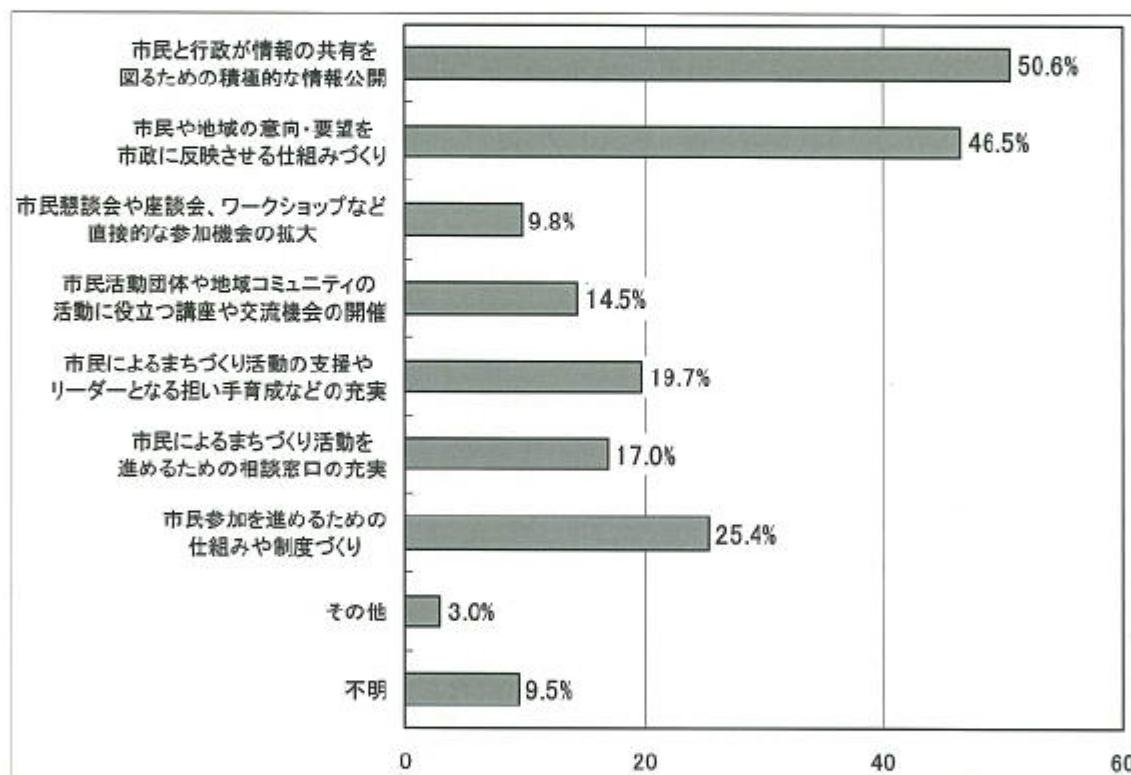


## (6) 情報共有のしくみ強化と取り組みの普及啓発

市民と行政の協働によるまちづくりを進める上で、市民がまちづくりに積極的に参加する姿を実現するには、市民と行政の情報の共有および双方向の情報のやりとりが重要であり、市民ニーズもあります。これまでのメールでの問合せ対応、パブリックコメントの実施、広報紙発行などの取り組みを維持・発展させるとともに、新たな情報共有のしくみづくりや普及啓発方法についてより効果的な方法の検討を進めることができます。また、市民はもとより、広く本市の情報を発信して本市のことを知ってもらい、イメージを高めるために、より一層市のホームページ等の充実を図っていくことが求められています。

市民意識調査（平成23年12月実施）結果より

「問12. 協働によるまちづくりを進めるために、紀の川市はどのような取り組みを充実すべきと考えますか。」



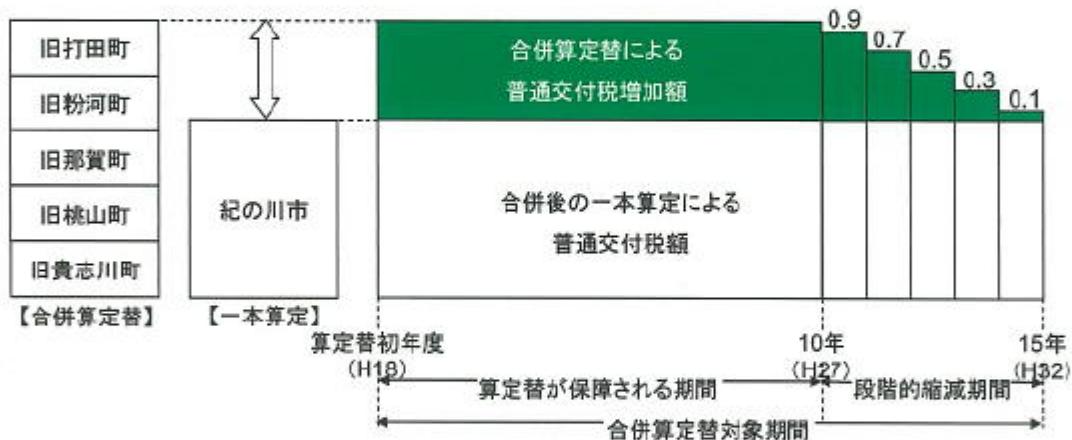
## (7) 持続可能な行財政運営

地方分権時代に対応できる「簡素で効率的な行財政運営」を早期に確立するため、本市では、平成19年3月に「紀の川市行財政改革大綱」、「紀の川市行財政改革集中改革プラン」を策定・公表し、集中的かつ積極的に行財政改革を進めてきました。

しかし、合併前の旧町ごとに算定した普通交付税の合算額が保障される期間は、合併後10か年度の平成27年度で終了し、その後の5か年度は段階的縮減期間となり、合併算定替対象期間は平成32年度で終了します。

本市では、一般財源の約半分を地方交付税で占めている状況にあり、急激な歳出削減による市民サービスの低下を回避するために、さらなる歳入の確保や行財政改革による効果額の捻出により、健全で持続可能な行財政運営を行うこととしています。

普通交付税の「合併算定替」



## 第4章 基本構想の概要

### (1) 紀の川市の将来像

本市は、長年にわたって各地域で培われてきた自然環境、伝統、文化、そして産業といった地域固有の資源が多数あり、合併により一層充実した豊富な魅力ある資源を有することになりました。さらに、それらの貴重な地域資源を培ってきた人と人、人と地域の多様な出会いが生まれ、新たな交流の輪が広がりつつあります。

本市の恵まれた自然環境や文化資源を通じて、人と人とのつながりを大切にしながら、誰もが安心して夢や生きがいをもちながら、いきいきと暮らし続けられるような都市を目指すとともに、市民と行政が互いに連携し、地域のことは地域で考えるという基本姿勢にたった力強い地域力に満ちたまちづくりを進めていくために、都市の将来像を次のとおり定めます。



### 紀の川市の都市の将来像

**『いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市』**

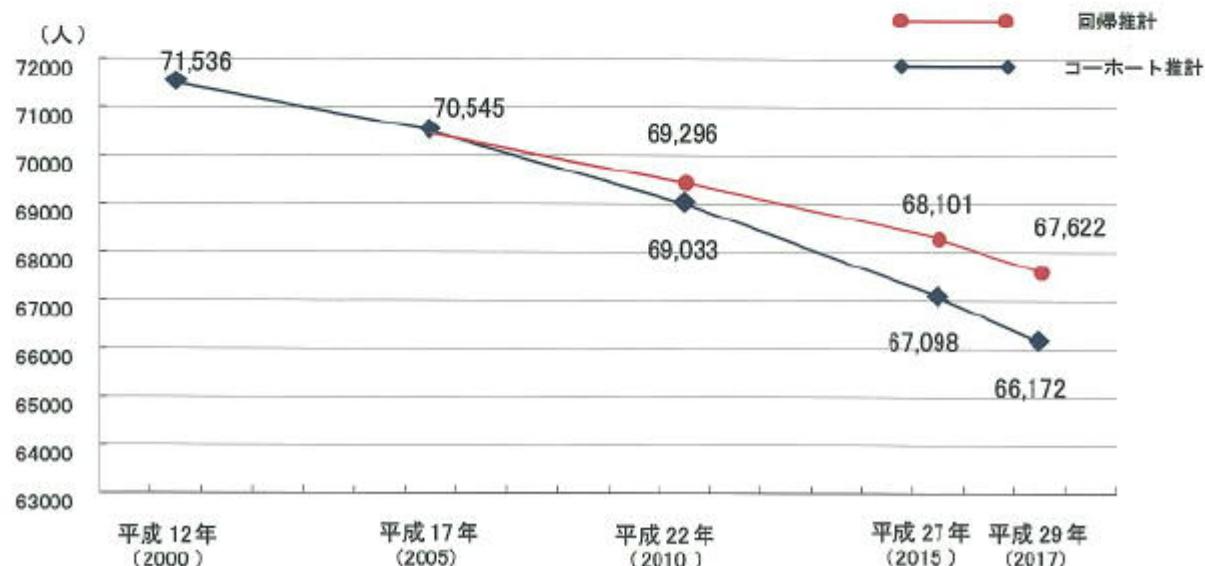


### (2) 計画の期間

平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間を、基本構想の計画期間とします。

### (3) 将来人口

#### ①推計人口



## ②将来人口

本市のこれまでの人口推移をみると、各種推計人口結果からは、平成12年以降一貫して減少傾向にあります。国全体の人口減少が進むなかで、本市の人口減少に歯止めをかけることは難しい状況にありますが、子育て支援策の充実や活力ある産業の振興、都市基盤の整備、若年層の定住魅力を高める取り組みなどにより、人口の定着に努めなければなりません。そして、そのようなまちづくりの成果として目指す人口は、推計人口を上回る現状程度の人口規模を確保することを目標にすべきであると考えます。

推計人口の結果を踏まえ、これらの人口の減少に歯止めをかける施策を総合的かつ一体的に展開することによって、転出者数を減らすことで達成される目標として、2017年（平成29年）における紀の川市の将来人口を

**70,000人** と設定します。

## （4）土地利用構想

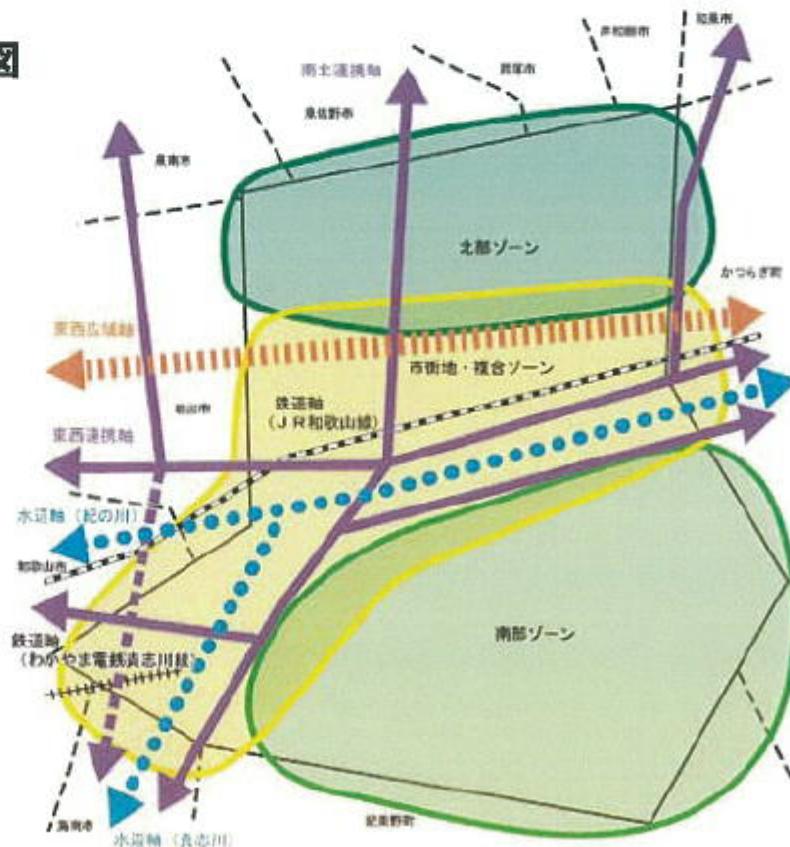
本市は、紀の川水系や和泉山脈、紀伊山地などの豊かな自然に囲まれて、市民生活や産業等の都市活動が営まれる市街地や田園集落が広がっています。

将来の都市像の実現に向け土地利用を推進するにあたっては、地域の特性を活かすとともに、地域を取り巻く社会情勢を考慮しながら、自然と都市との適正な共存を図る必要があります。

そのため、具体的には、今後、本市が策定する都市計画マスターplanなどにおいて、地域の特性に応じた土地利用のあり方を定め、地域に即した適切な土地利用を進めていきます。

ここでは、その基本的な考え方として、本市の目指す都市像の姿を表現した土地利用の方向性を次のように定めます。

**土地利用構想図**



## (5) 計画の体系

### 政策目標と施策目標

本市の将来像『いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市』の実現に向け、次の5つの政策目標のもとにまちづくりを推進します。

#### ◆政策目標1◆

#### 【協働】 ともに参加し行動するまち

～みんなで力を合わせよう～

少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出や個人の価値観の多様化などにより、人と地域のつながり、人と人とのつながりが希薄化し、帰属意識も弱まりつつあります。

そのような中で今後、市民と市、地域同士が相互に連携し、ともに行動することが新しいまちづくりを進める上で重要になってきます。

また、阪神・淡路大震災以降頻発する地震や近年多く発生している集中豪雨による水害などの自然災害、子どもや高齢者などを狙って頻発する犯罪に対して、地域力の有効性が指摘されているところです。

そのため、地域や世代を超えた市民交流を支援・促進し、互いの顔の見える地域コミュニティを再生するとともに、市民が主体性をもって積極的に地域活動やまちづくり活動に参加する仕組みを整え、市民と市が力を合わせてともに行動しているまちを目指します。

#### 施策目標

##### 1. 市民と市が力を合わせたまちづくりや市民主体の活動と交流を行っている

《協働・市民交流》

##### 2. だれもが災害や犯罪の不安がなく、協力し合って安全に安心して暮らしている

《防災・防犯》

## ◆政策目標2◆

**【人づくり】 すこやかで感性豊かな人が育つまち  
～思いやりを持ってたすけあおう～**

紀の川市の多くの市民が、安心して、健康に心がけ暮らし続けることを望んでいます。そのため、お互いに思いやりとたすけあいの心を持ち、元気で安心して生活ができる環境を整えているまちを目指します。

また、市民だれもが、先人たちから受け継いできた歴史・文化や、紀の川をはじめ美しい豊かな自然環境に誇りを持ち、紀の川市を自分たちのふるさととして愛する心を持つことが大切です。

市民それぞれが互いの感性を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、新しい次代を担う世代が健やかに育っているまちを目指します。

## 施策目標

1. みんなでたすけあい、安心して心豊かに健康に心がけて暮らしている 《医療・保健・福祉》
2. お互いの人権を尊重しあい、ふるさとを愛し、感謝の気持ちを大切にし、いきいきと輝いている 《教育・文化》

## ◆政策目標3◆

**【基盤づくり】 快適で活気があるまち  
～いきいきと暮らそう～**

少子高齢社会や人口減少社会の到来などの長期的な視点に立った、快適で利便性の高い社会の実現が望まれています。本市のあるべき将来の姿を見据えた計画的な土地利用や住環境整備を行うとともに、市民の利便性を考えた生活拠点施設の配置やそれらを結ぶ交通ネットワークの整備、公共交通の充実などを行い、市民が快適にいきいきと暮らしているまちを目指します。

また、本市の基幹産業である農業をはじめとした地域産業の振興や地域資源を活用した観光交流を活性化し、就業人口や交流人口が増加し、市民がいきいきと活動し活気にあふれているまちを目指します。

## 施策目標

1. 道路・交通や住環境などが整い、日常生活が便利で快適である 《都市基盤》
2. 農業や地域産業に活気があり、生きがいをもって働いている 《農業・産業振興》

## ◆政策目標4◆

## 【環境づくり】

## 環境にやさしいまち

～自然を大切にしよう～

地球規模の環境問題が高まる中、自然と共生した暮らしのあり方が求められています。人々と流れる美しい紀の川や緑豊かな森林など、豊かな自然に囲まれて、憩い、ふれあい、安らぎ、自然を大切にしているまちを目指します。

また、本市の豊かな自然環境を次世代に受け継いでいくため、市民・企業・行政が連携して生活環境を改善し、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、環境にやさしい暮らしをしているまちを目指します。

## 施策目標

1. 環境にやさしい暮らし方をし、きれいなまちで生活している

《生活環境》

2. 豊かな自然を守り、自然とのふれあいを大切にしている

《自然環境》

## ◆政策目標5◆

## 【行財政】

## 健全な行財政をするまち

～みんなで取り組もう～

厳しい財政状況のもと、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するために、市民サービスや行政組織の見直しが求められています。

そのため、行政の透明性を高め、実効性ある行財政改革を行い、効率的で効果的な行財政運営をしているまちを目指します。

また、市民の理解を得るため適切な情報提供・情報公開を進め、市民が市政に参加しているまちを目指します。

## 施策目標

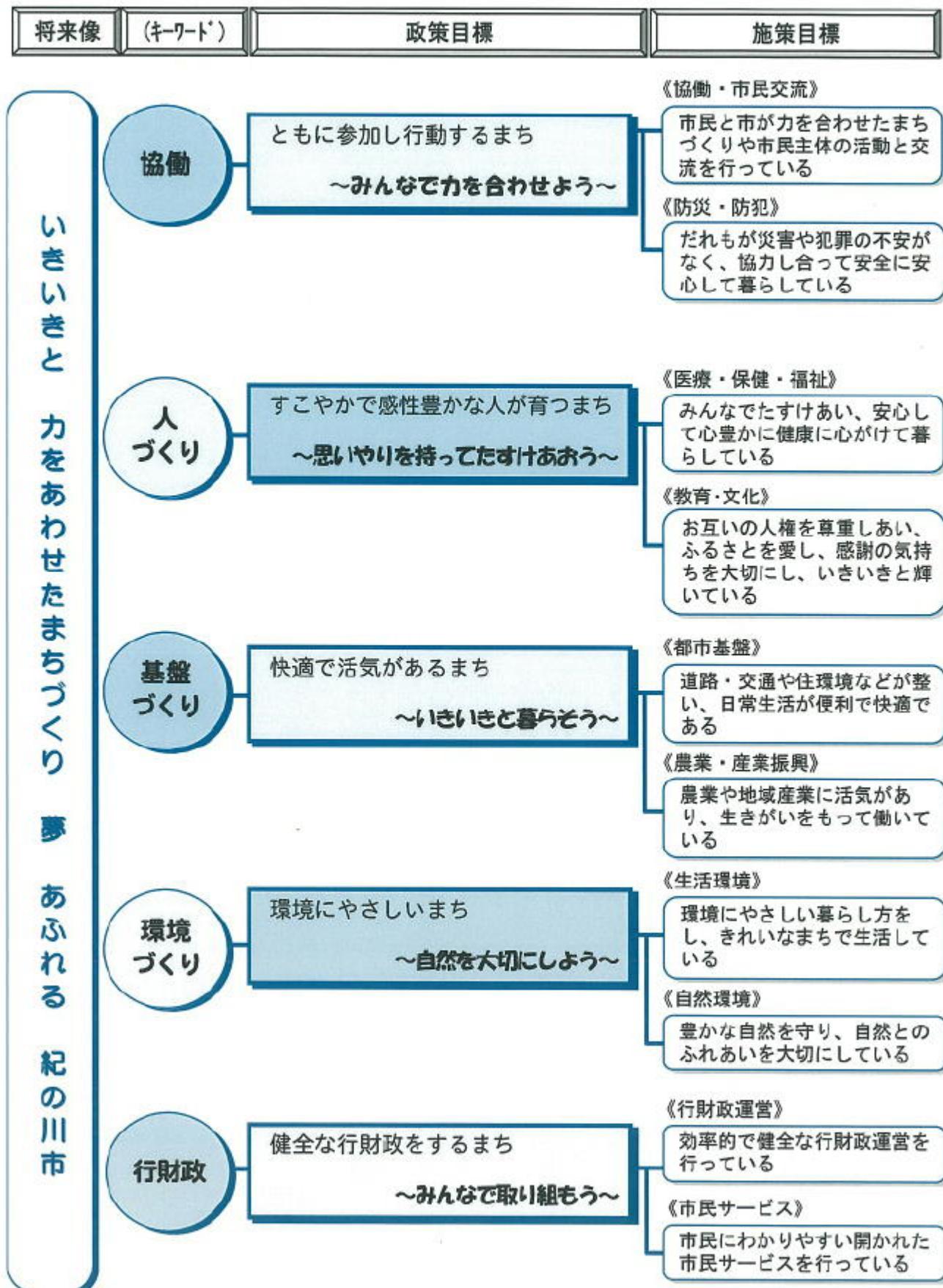
1. 効率的で健全な行財政運営を行っている

《行財政運営》

2. 市民にわかりやすい開かれた市民サービスを行っている

《市民サービス》

## 計画体系図



：

---

# 基本計画

---

：



# 第1章 基本計画の概要

## 1. 基本的な考え方

本市のめざすべき 10 年後の将来像を明確にした基本構想に基づき、基本施策以下の計画を次の点を考慮して策定しています。

- 行政評価制度を活用し、前期基本計画の評価・総括を行い、施策評価との連携を図り、的確な進行管理が行えるよう、総合計画の取り組み（事業）を行政評価制度の事業と一致したものとします。
- 「紀の川市財政計画」と連携した財政状況に即した計画とします。
- 「第2次紀の川市行財政改革大綱」・「第2次紀の川市行財政改革集中改革プラン」と連携した行財政運営の効率化に努めた計画とします。
- 市民意識調査の結果を反映した計画とし、市民と行政がともに参加し行動するまちづくりをめざす計画とします。

## 2. 基本計画の構成

基本構想で定めているまちづくりの基本理念と将来像を実現するため、基本施策ごとに「現状と課題」を整理して、次の構成で計画を明示化しています。

- ◊ 基本的な考え方
- ◊ 目標が達成された姿
- ◊ 目標実現のための取り組み
  - 取り組み方針
  - 取り組み事業
- ◊ 成果指標

市民の視点で分かりやすく目標を共有できるよう、施策目標ごとに「市民の目標」と「行政の目標」を明示しています。

### 3. 計画の体系

政策目標	施策目標	基本施策
1 <b>協働 ともに参 加し行動 するまち</b>	1-1 <b>協働・市民交流</b> 市民と市が力を合わせたまちづくりや市民主体の活動と交流を行っている	1-1-1 市民と行政の協働のしくみづくり 1-1-2 市民活動の育成支援と国際交流 1-1-3 コミュニティ活動の支援
	1-2 <b>防災・防犯</b> だれもが災害や犯罪の不安がなく、協力して安全に安心して暮らしている	1-2-1 自主防災組織の育成など地域防災力の向上 1-2-2 防犯・交通安全対策の推進
2 <b>人づくり すこやか で感性豊 かな人が 育つまち</b>	2-1 <b>医療・保健・福祉</b> みんなでたすけあい、安心して心豊かに健康に心がけて暮らしている	2-1-1 地域医療体制および救急医療体制の充実 2-1-2 健康づくりの支援 2-1-3 障がい者の自立支援 2-1-4 高齢者福祉サービスの充実、介護予防の推進 2-1-5 子どもを安心して生み育てられる環境づくり、子育て環境・体制の整備、支援 2-1-6 地域福祉体制の整備 2-1-7 斎場の整備・集約化
	2-2 <b>教育・文化</b> お互いの人権を尊重しあい、ふるさとを愛し、感謝の気持ちを大切にし、いきいきと輝いている	2-2-1 人権の教育・啓発、男女共同参画の推進 2-2-2 小中学校教育の充実 2-2-3 家庭教育の推進 2-2-4 地域での子どもの健全育成の推進 2-2-5 歴史・文化の継承、多様な文化・芸術を楽しめる環境づくり 2-2-6 生涯学習の推進 2-2-7 スポーツ環境の充実

取り組み方針	指標
<input type="checkbox"/> 市民参画の推進および市民の意見を市政に反映させるしくみの充実 <input type="checkbox"/> 大学と連携した地域づくり・人づくり	*パブリックコメント実施件数
<input type="checkbox"/> 市民活動の支援 <input type="checkbox"/> 国際交流の推進	*認証NPO法人数 *ボランティアグループ数
<input type="checkbox"/> 市民の自主的なコミュニティ活動支援 <input type="checkbox"/> 環境美化活動の支援・啓発強化 <input type="checkbox"/> 市民活動団体の育成	*花いっぱい運動支援件数 *桃山まつり・粉河祭・市民まつり・青洲まつりの実行委員数
<input type="checkbox"/> 市民の防災意識の向上 <input type="checkbox"/> 消防団の活動推進 <input type="checkbox"/> 防災施設の整備検討 <input type="checkbox"/> 災害時用資機材の整備・管理 <input type="checkbox"/> 水害対策	*自主防災組織率 *消防施設整備数（防火水槽）
<input type="checkbox"/> 市民の交通安全等意識の向上 <input type="checkbox"/> 放棄自動車等対策 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> スクールサポーターの取り組み支援	*市内交通事故件数 *犯罪率 *スクールサポーター登録者数
<input type="checkbox"/> 医療体制の充実、地域医療体制の確保・充実 <input type="checkbox"/> 国民健康保険制度の安定的な運営	*国民健康保険税収納率 *病院診療所の年間延べ外来患者数
<input type="checkbox"/> 健康づくりの取り組み促進 <input type="checkbox"/> 健康診断の充実と受診率の向上	*特定健診受診率 *がん検診受診者数 *乳がん検診受診者数 *健康教育および健康相談の実施回数と参加人数 *食生活改善事業回数と参加者数
<input type="checkbox"/> 障がい者の自立支援 <input type="checkbox"/> 高齢者の自立支援 <input type="checkbox"/> 高齢者への総合的な窓口業務の充実 <input type="checkbox"/> 要介護者の適正なサービス利用の促進	*福祉施設入所者の地域生活への移行率 *介護保険の認定を受けている人の割合
<input type="checkbox"/> 子育て環境・体制の整備・支援 <input type="checkbox"/> 保育（学童保育）環境の整備充実 <input type="checkbox"/> 母子の健康管理等による子育て支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 母子健全育成支援の充実	*地域子育て支援拠点開設箇所数 *ファミリーサポートセンター登録会員数 *子育てサークル数と子ども登録数 *学童施設数 *乳幼児健診受診率 *親子教室参加者率 *弁連相談利用者延べ数 *母子保健推進員訪問率 *妊娠届出数 *一般不妊治療届出件数
<input type="checkbox"/> 地域主体の地域福祉活動の支援と体制整備 <input type="checkbox"/> 生活保護扶助事業の適切な運用	*人口1万人あたりの民生委員児童委員の相談・支援人数 *福祉ボランティアの人数
<input type="checkbox"/> 斎場の整備	*火葬場・斎場数
<input type="checkbox"/> 人権の教育・啓発と相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 男女共同参画の推進	*人権意識高揚率 *人権相談開設件数 *市の行政機関等における委員会等の女性登用率
<input type="checkbox"/> 基礎学力の向上 <input type="checkbox"/> 心の教育の充実 <input type="checkbox"/> 学校・地域・家庭の連携強化 <input type="checkbox"/> 教育環境の充実 <input type="checkbox"/> 大学や企業との連携	*文部科学省・県などの研究指定の学校数 *ネイティブスピーカーによる英語授業サポート充足率 *紀の川市内の不登校児童生徒の出現率 *ホームページを整備している学校数 *小中学校耐震化率（構造）
<input type="checkbox"/> 家庭教育の推進 <input type="checkbox"/> 地域との連携による子育て家庭の支援	*家庭教育推進事業の参加者数 *家庭教育講座・読み聞かせ回数
<input type="checkbox"/> 地域での子どもの健全育成の推進 <input type="checkbox"/> 子どもを取り巻く環境の浄化 <input type="checkbox"/> 青少年健全育成の関係組織・人員・施設の見直しと交流の活発化	*防犯パトロール実施回数
<input type="checkbox"/> 文化財の保全と活用 <input type="checkbox"/> 市民の文化活動の充実	*文化財施設・事業への入館・参加者数 *文化財サポーター数 *自主文化事業等来場者数
<input type="checkbox"/> 生涯学習の推進 <input type="checkbox"/> 市民の自発的な学習活動支援 <input type="checkbox"/> 公民館活動の運営体制の見直しと活動の充実 <input type="checkbox"/> 図書館活動の充実	*生涯学習活動への参加者数 *図書館利用者登録率 *図書館貸し出し冊数
<input type="checkbox"/> 地域でのスポーツ環境の充実 <input type="checkbox"/> スポーツ施設の充実と適切な管理 <input type="checkbox"/> 総合型地域スポーツクラブの育成	*日常的にスポーツをおこなっている市民の割合 *社会体育施設の利用者数 *スポーツ少年団員数

政策目標	施策目標	基本施策
<b>3 基盤づくり 快適で活気 があるまち</b>	<b>3-1 都市基盤 道路・交通や住環境 などが整い、日常生活が便利で快適である</b>	3-1-1 計画的な土地利用と都市基盤の整備 3-1-2 公共交通網の整備 3-1-3 道路網の計画的な整備 3-1-4 水道水の安定的な供給 3-1-5 情報通信基盤の整備 3-1-6 災害に強い安全なまちづくり 3-1-7 美しいふるさと景観のまちづくり
	<b>3-2 農業・産業振興 農業や地域産業に 活気があり、生きがいをもって働いている</b>	3-2-1 就業しやすい活力ある産業づくり 3-2-2 魅力と個性ある便利な商業環境づくり 3-2-3 活力のある農業と食のまちづくり 3-2-4 魅力ある田園観光交流のまちづくり
<b>4 環境づくり 環境にやさ しいまち</b>	<b>4-1 生活環境 環境にやさしい暮ら し方をし、きれい なまちで生活して いる</b>	4-1-1 ごみの減量・資源化等衛生的な環境づくり 4-1-2 下水道整備などによる河川等の水質改善
	<b>4-2 自然環境 豊かな自然を守り、 自然とのふれあい を大切にしている</b>	4-2-1 森林の保全とふれあい環境づくり 4-2-2 水辺の自然ふれあい環境づくり

取り組み方針	指標
<input type="checkbox"/> 計画的な土地利用の規制誘導と都市基盤整備の計画的な推進 <input type="checkbox"/> 緑豊かで良好な住宅地の整備誘導 <input type="checkbox"/> 土地の権利関係の調査と適正な管理	* 調査面積に対する地籍調査の進捗率
<input type="checkbox"/> 公共交通機関の利便性向上対策・利用率向上対策の推進 <input type="checkbox"/> コミュニティバスの運行	* コミュニティバス等の年間利用者数 * 和歌山電鐵貴志川線の年間利用者数
<input type="checkbox"/> 自動車専用道路の整備促進 <input type="checkbox"/> （仮称）京奈和関空連絡道路の計画促進のための取り組み <input type="checkbox"/> 幹線道路の整備促進 <input type="checkbox"/> 生活道路の整備 <input type="checkbox"/> 道路の適正な維持管理の推進	* 市道整備・改良進捗率 * 市道調月三和線進捗率 * 市道上野原前線進捗率
<input type="checkbox"/> 計画的な維持管理の推進 <input type="checkbox"/> 普及率の向上と安定供給に向けた取り組みの推進 <input type="checkbox"/> 水道事業の安定経営に向けた取り組みの推進	* 水道施設耐震化率
<input type="checkbox"/> 地域情報化の推進 <input type="checkbox"/> 地域情報通信基盤の整備	* ブロードバンド世帯普及率
<input type="checkbox"/> 紀の川の治水対策事業の促進 <input type="checkbox"/> 準用河川管理と農業用施設の整備 <input type="checkbox"/> 土砂災害防止対策の促進 <input type="checkbox"/> ため池整備の推進	* 土砂災害被害の件数
<input type="checkbox"/> 景観形成に関する基本方針の検討 <input type="checkbox"/> 屋外広告物に関する適正な誘導	* 未届け屋外広告物の件数
<input type="checkbox"/> 工業団地への企業誘致の促進 <input type="checkbox"/> 既存企業の振興や新規起業の支援 <input type="checkbox"/> 市内雇用の促進 <input type="checkbox"/> 就労支援	* 立地企業数 * 立地企業連絡協議会会員雇用人数 * 地域職業相談室年間雇用契約成立数 * シルバー人材センターへの加入会員数
<input type="checkbox"/> 既存商店（街）等の活性化 <input type="checkbox"/> 多様な商業施設の集積促進	* 商業関係事業所数 * 主要産直施設の利用者数
<input type="checkbox"/> 農業基盤の整備 <input type="checkbox"/> 農業の担い手育成・経営支援 <input type="checkbox"/> 農業振興と農地の保全 <input type="checkbox"/> 農産物のブランド化や体験交流農業の推進など農業の5次産業化の推進 <input type="checkbox"/> 環境保全に配慮した農業の推進 <input type="checkbox"/> 食育の推進と地場産品を活用した食のまちづくりの推進	* ほ場整備予定箇所数 * 認定農業者数 * 利用権設定率 * 農産物の商標登録数 * 農業生産法人の数 * 農村体験交流の参加者数 * ECO農業認定農業者数
<input type="checkbox"/> 観光交流人口受け入れ体制の整備 <input type="checkbox"/> 観光PRの推進 <input type="checkbox"/> 観光協会の運営体制の強化	* 年間観光客数
<input type="checkbox"/> ごみの減量、資源化の推進 <input type="checkbox"/> 廃棄物の適正処理 <input type="checkbox"/> 不法投棄防止の推進 <input type="checkbox"/> 環境美化活動の推進	* ごみ排出量 * ごみ資源化率 * 不法投棄パトロール回数
<input type="checkbox"/> 汚水処理施設整備の推進 <input type="checkbox"/> 水質保全の取り組み <input type="checkbox"/> 汚水処理施設の効率的で健全な運営	* 水質検査箇所数 * 下水道整備区域の整備進捗率 * 凈化槽普及率
<input type="checkbox"/> 多目的な機能を有する森林の保全 <input type="checkbox"/> 企業の森や市民の森の整備 <input type="checkbox"/> 森林を活用したふれあい環境づくり <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲の効率的な推進	* 人工林の間伐実施率 * 狩猟免許取得者数
<input type="checkbox"/> 水辺の自然ふれあい環境づくり <input type="checkbox"/> 貴重な水生生物を守る環境づくり <input type="checkbox"/> 河川の高水敷を活用した緑地の活用	

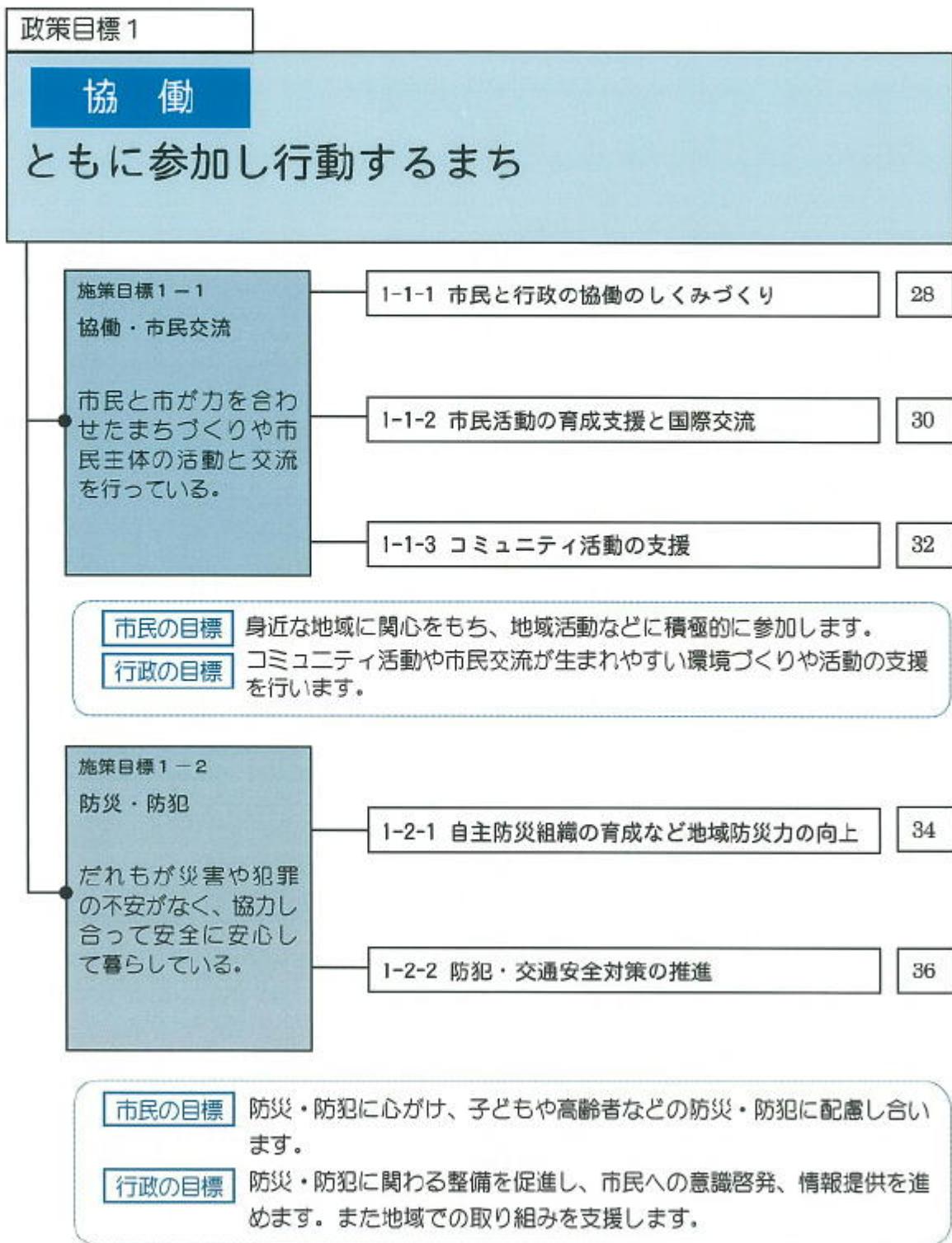
政策目標	施策目標	基本施策
5 <b>行財政 健全な行財政運営をするまち</b>	5-1 <b>行財政運営</b> 効率的で健全な行財政運営を行っている	5-1-1 効率的・効果的に健全な行財政運営
		5-1-2 行政評価制度の推進
5-2 <b>市民サービス</b> 市民にわかりやすい開かれた市民サービスを行っている		5-2-1 職員の能力向上
		5-2-2 わかりやすい情報発信とPR戦略の展開
		5-2-3 新庁舎を拠点とした市民サービス

	指標
□納税の適正化と収納率の向上 □財政計画に基づいた計画的な財政運営 □行財政改革の着実な推進 □行政財産の適正管理と有効活用	*市税収納率 *経常収支比率 *職員数 *効果的に処分された遊休資産の数
□行政評価制度の推進	*行政経営の視点で仕事を理解している職員の割合
□職員の資質の向上 □適正な人事評価と人材活用 □協働のまちづくりを推進できる職員の養成	*職員研修に参加した職員数
□広報の充実 □メール登録者への緊急情報等の発信 □情報公開の推進	*メール配信登録者数 *ホームページ（トップページ）への年間アクセス数
□証明書等交付サービスの充実 □総合窓口によるサービス □市民利用スペースの有効利用 □支所の再編と市民サービスの充実	*証明書等自動交付機設置数 *市民協働スペースの利用件数



## 第2章 具体的な取り組み

### (1) 政策目標1 「協働」の実現



### ●現状と課題

- パブリックコメントの実施件数は増えているものの、市民意識調査では協働を進めるために「市民と行政が情報の共有を図るための積極的な情報公開」「市民や地域の意向・要望を市政に反映させるしくみづくり」が望まれています。
- 施策目標の実現に向けて「協働によるまちづくりの指針」(平成22年4月策定)を策定し、取り組みを進めていますが、対応すべき課題が多様化する中で、市民との協働のまちづくりの重要性は増しており、そのしくみづくりを強化することが望れます。

### ●基本的な考え方

- 市民のまちづくりへの自主的・主体的な参加を促し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることを重視します。
- 市民の意見を施策に反映しやすいしくみや制度の充実を図り、市民が市政に参画しやすい体制づくりを進めます。
- 協働によるまちづくりを推進するため、地域の知的財産である地元大学との連携を図り、地域づくり・人づくりの取り組みを進めます。

### ●目標が達成された姿

市民が自分たちの暮らすまちの将来を考え、まちづくりに積極的に参画し、市民と市の協働のまちづくりを進めています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>市民参画の推進および市民の意見を市政に反映させるしくみの充実</p> <p>計画策定や事業実施にあたり、市民の意見を募集し、市の行う取り組みに参画してもらい、意見を市政に反映する取り組みを進めます。</p>	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
<p>大学と連携した地域づくり・人づくり</p> <p>協働によるまちづくりを推進するため、地元大学と地域づくり・人づくりの取り組みを連携して推進します。</p>	大学と連携した地域づくり事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
パブリックコメント実施件数（累計）	18件	50件

### ●現状と課題

- 市民意識調査によると「まちづくり活動やボランティア活動に参加する市民」は約2割で、NPO法人の数は増加傾向にあり、今後さらなる積極的、主体的活動を展開するための情報提供や交流機会、人材育成支援を推進する必要があります。
- 国際交流の推進について、市民意識調査では約半数が「わからない」としており、市民の認知度が低く、交流事業の内容や情報提供のあり方を研究し、市民のニーズを反映した取り組みを展開する必要があります。

### ●基本的な考え方

- 教育、文化、環境、福祉、まちづくりなど多様な分野のボランティア活動やNPO活動に広く市民が積極的に参加し、活動が活発に展開されるよう、市民活動の担い手のニーズを把握し、活動支援のしくみづくりを進めます。
- 国際化に対応したまちづくりにおいては、本市で取り組む国際交流事業を継続しながら、民間交流の推進を図ります。
- 多様な世代が国際的な視点で考え、自主的・主体的に国際交流活動に参加するよう、国際交流機会を拡大し、市民の国際感覚向上を図ります。

### ●目標が達成された姿

ボランティア活動やNPO活動などが積極的に進められ、地域や世代を超えた市民交流、国際的な交流が市民レベルで活発に展開されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
市民活動の支援  NPO、市民活動団体等の育成を図るとともに、相談業務、団体同士の交流の場の提供などニーズに合った支援を検討・研究し、推進します。	市民活動支援事業
国際交流の推進  次世代を担う子どもたちの国際感覚向上の取り組みである姉妹都市韓国西帰浦市との職員・中学生の相互交流を継続して進めます。また、友好都市中国濱州市との交流事業を進めます。	国際交流事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
認証NPO法人数	22団体	30団体
ボランティアグループ数	54団体	80団体

## ●現状と課題

- 市民意識調査によると今後の取り組み方針として「地域のまつりや連帯感が強く、安心して暮らせるまち」が重要視されており、地域のつながりづくりにおいて各種まつりを運営することは連帯感を醸成する重要な機会となっているものの、運営への参加が広がっていない状況にあります。今後、運営に関わる市民を増やしていくことを目標として支援を行っていく必要があります。
- 市民意識調査によると「自治会などコミュニティ活動に参加している市民」は約4割で、地域活動が活発に進められていないのが現状です。今後、自治区の取り組みを基本しながら、市民が地域の活動に参加しやすい組織づくり、連携しながら取り組みを進められる地域活動団体の育成を図る必要があります。

## ●基本的な考え方

- 人と人のつながりづくり、地域のつながりづくりの活動を、市民主体、地域主体でつくり上げて進めていくよう活動を支援することを重視します。あわせて、これまでに醸成されてきた市民が中心となってまつり等を行える体制（実行委員会等）をさらに自律的な取り組みへと発展できるよう、自主的財源の確保等を図っていきます。継続により、「協働のまちづくり」を醸成します。
- 地域で市民が主体的に活動しやすい体制を整備し、市民の自主的な参加を促しながら地域独自に取り組むコミュニティ活動、自治区を中心とした取り組みなどを支援し、地域コミュニティを活性化することを重視します。

## ●目標が達成された姿

身近な地域で、市民が自主的にコミュニティ活動を活発に行い、人と人のつながり、地域のつながりが醸成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>市民の自主的なコミュニティ活動支援</p> <p>身近な地域で市民が自主的にコミュニティ活動を行えるよう、伝統的なまつり・市民イベントの企画・実行・運営支援など地域のつながりづくりを支援します。同時に協働によるまちづくりの見本事業として支援を行います。</p> <p>各まつりにおいて「自ら考え自ら行う」をモットーに実行委員会の組織強化を図ります。また自主的財源の確保を図ります。</p>	まつり支援事業
<p>環境美化活動の支援・啓発強化</p> <p>継続的に「紀の川市花いっぱい運動」による環境美化活動に取り組む地域住民の活動を支援するとともに、今後さらに多様な団体等に参画してもらうよう啓発等を強化します。</p>	花いっぱい運動事業
<p>市民活動団体の育成</p> <p>自治区等が主体となって取り組む様々なまちづくり活動、コミュニティ活動の支援、リーダーとなる人材育成のための研修活動等を支援します。</p>	自治振興事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
花いっぱい運動支援件数	22 団体	30 団体
桃山まつり・粉河祭・市民まつり・青洲まつりの実行委員数	191 人	220 人

**基本施策  
1－2－1****自主防災組織の育成など地域  
防災力の向上****●現状と課題**

○自主防災組織の設立について平成19年度から啓発、指導を行っており、着実に組織率は向上し現在50%（全自治区に対して）を超えております。しかし、組織設立に取り組む地域が年々減ってきており、大規模災害の多発で市民の防災に関する意識が高まっている中、「自助」「共助」の意識づくりを進め、未組織の地区における積極的な設立推進を行う必要があります。また設立している地域においても活動が進められていない地域もあり、訓練実施等、組織の育成を図ることが求められています。

**●基本的な考え方**

○地震や風水害、土砂崩れ等の自然災害に対する十分な予防対策にむけて、平時から市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域ぐるみで災害に対処できる地域主体の自主防災体制づくりを進めます。

○市民に的確な情報を迅速に伝えるための防災情報体制の充実を図ります。

○いざというときに地域で災害に対処できるように、災害対応施設等の整備・充実を図ります。

**●目標が達成された姿**

市民の防災意識が向上し災害に対する備えが強化され、自助、共助により地域防災力が高まり、市民の身体・生命・財産の被害が軽減しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>市民の防災意識の向上</p> <p>様々な機会における啓発等により市民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の設立支援と訓練実施等育成強化を図ります。</p> <p>計画的に自治区に説明会の実施を依頼するなど市民の意識改革を図り、木造住宅の耐震診断を推進します。改修事業の実施にあたっては補助金について見直しを図ります。</p> <p>木造住宅耐震診断・改修補助事業をPRするため、各種イベントに耐震診断コーナーを設け市民の意識改革を図り耐震診断の受診を推進します。事業の取り組み希望のある自治会に対しては、耐震改修補助事業の説明会を行い、耐震改修事業を促進します。</p>	<p>防災対策事業</p> <p>木造住宅耐震診断・改修事業</p>
<p>消防団の活動推進</p> <p>消防団において、地域に密着した消防防災力の向上のため、団員全員が消防、防災に関する高い認識をもち活動するための研修、訓練の方法を検討しながら推進します。</p>	<p>消防団運営事業</p> <p>那賀消防組合連携事業</p>
<p>防災施設の整備検討</p> <p>防災行政無線のデジタル化導入について、平成34年度に移行予定の国のデジタル化導入方針の動向をみながら、設備費用、必要性、メリット、デメリットなどを検討し整備計画を策定します。</p>	防災施設管理事業
<p>災害時用資機材の整備・管理</p> <p>災害時の防災拠点として被害を最小限に抑えることができるよう消防施設の整備を進めます。また、災害時に迅速に対応できるよう、各地域の避難拠点を中心に災害時用資機材の整備・管理を図ります。</p>	<p>消防施設管理事業</p> <p>防災施設管理事業</p>
<p>水害対策</p> <p>水防計画書やハザードマップの作成、水防施設の整備・管理、訓練の実施により水害の発生を軽減します。</p>	水防事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
自主防災組織率（全自治区を対象）	53.0%	100%
消防施設整備数（防火水槽）※合併後の整備数	25基	43基

### ●現状と課題

- 市民意識調査では85%以上が「防犯、交通安全に気をつけています」としており、交通事故件数、犯罪率ともに減少傾向です。しかし、和歌山県下ではいずれも高くなっています。市民においても「防犯・交通安全対策」をもっと推進すべきとの意向が高く、継続してさらなる取り組みを進めます。
- 交通事故においては、特に高齢者の割合が高く、重点的に高齢者の交通安全対策に取り組む必要があります。
- 犯罪においては、児童・生徒が被害者になる事件・事故が多発している現在の状況を踏まえ、安全対策について学校・家庭・地域、また警察、青少年健全育成推進協議会等関係機関との連携によりさらなる充実を図る必要があります。

### ●基本的な考え方

- 歩行者空間の整備や高齢者や子どもの交通安全の確保に取り組むとともに、交通安全意識の啓発を図り、交通事故の抑制を図ります。特に高齢者の交通安全対策に重点的に取り組みます。
- 子どもや高齢者を狙った犯罪等に対して、学校や地域、行政、警察が連携して地域全体で監視し、安全を見守る体制を強化していきます。
- 市民・行政・警察などが連携して、安全で住みよい環境づくりを進めます。

### ●目標が達成された姿

市民が防犯、交通安全に対する意識を高め、家庭・地域でお互いに協力し合い、行政・警察などと連携して防犯・交通安全対策に取り組み、安全で安心な生活を送っています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>市民の交通安全等意識の向上</p> <p>交通安全推進連絡協議会を中心に、交通安全教室や啓発活動を実施し啓発に努め、市民の交通安全や交通マナーに対する意識の向上を図ります。特に高齢者の交通安全対策に取り組みます。</p> <p>注意喚起看板等を設置し、交通安全施設設置を要望します。</p> <p>岩出警察署、岩出市等と協力し、広域的に事業を実施します。</p>	交通安全事業
<p>放棄自動車等対策</p> <p>歩行者空間および道路上の安全を確保するため、放置自転車や放棄自動車の撤去、保管、廃棄に取り組みます。</p>	放棄自動車等対策事業
<p>防犯対策</p> <p>生活安全暴力追放推進協議会を中心に、生活安全対策や防犯対策を進め、市民が安全、安心して暮らせるまちづくりを推進します。防犯灯の設置補助を進め、夜間の犯罪や交通事故の抑制を図ります。</p> <p>市民を対象に街頭啓発や暴力団追放大会等を実施して防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>不審者・交通安全等に係る啓発物資の作成および効果的な配置、配布を行うとともに、不審者情報等についてメール配信等を活用し、より広範囲に迅速な情報提供を推進します。</p>	地域安全事業
<p>スクールサポーターの取り組み支援</p> <p>スクールサポーターなど地域・学校等が連携する取り組みを支援します。小学校におけるスクールサポーター登録の新規加入者拡大や中学校のボランティアに対する登録の拡充等を検討し、推進します。</p>	

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
市内交通事故件数	423件 (H22)	409件
犯罪率	12.3人 (H22)	12.1人
スクールサポーター登録者数	459人	500人

\*犯罪率（人口千人あたり犯罪被害に遭う人数）＝年間犯罪被害人数／人口×1000



## (2) 政策目標2 「人づくり」の実現

## 政策目標2

## 人づくり

## すこやかで感性豊かな人が育つまち

## 施策目標2-1

## 医療・保健・福祉

みんなでたすけあい、安心して心豊かに健  
康に心がけて暮ら  
している。

2-1-1 地域医療体制および救急医療体制の充実

40

2-1-2 健康づくりの支援

42

2-1-3 障がい者の自立支援

44

2-1-4 高齢者福祉サービスの充実、介護予防  
の推進

46

2-1-5 子どもを安心して生み育てられる環境  
づくり、子育て環境・体制の整備、支援

48

2-1-6 地域福祉体制の整備

50

2-1-7 斎場の整備・集約化

52

## 市民の目標

自分の健康に心がけ、お互いに助け合い、支え合い、誰もが安心して  
暮らせる地域づくりに配慮します。

## 行政の目標

市民が取り組みやすいサービス提供や環境づくりを進めます。

## 施策目標2-2

## 教育・文化

お互いの人権を尊重  
し合い、ふるさとを愛  
し、感謝の気持ちを大  
切にし、いきいきと輝  
いている。

2-2-1 人権の教育・啓発、男女共同参画の推進

54

2-2-2 小中学校教育の充実

56

2-2-3 家庭教育の推進

58

2-2-4 地域での子どもの健全育成の推進

60

2-2-5 歴史・文化の継承、多様な文化・芸術を  
楽しめる環境づくり

62

2-2-6 生涯学習の推進

64

2-2-7 スポーツ環境の充実

66

## 市民の目標

お互いの人権を尊重しあい、文化・芸術・スポーツなどに関心をもち、  
参加して、ともにいきいきとした暮らしを送ります。

## 行政の目標

市民への啓発や参加機会の提供および環境づくりを進めます。

## ●現状と課題

- 高齢者の増加や市民の健康意識の高まりから、いざという時のための医療サービスへの要求は増しています。市民意識調査においても「地域医療体制の整備・救急医療体制の充実」を望む声が多くなっていることから、今後さらに、事業の充実と安定的な継続が求められます。また、医療技術が進歩する中、市民の医療サービスに対する多様化、高度化する要求にどのように対応していくかが課題となっています。
- 国民医療費、特に後期高齢者にかかる費用の増大が国全体の大きな課題となっており、国の抜本的な制度改正が待たれるところです。
- 子ども医療費助成事業については、小学校入学までを無料化して実施しておりましたが、平成22年度から小学校卒業まで拡大して実施しており、市民、特に子育て世代からの要望も多く、少子化対策として継続して実施していきたいと考えています。

## ●基本的な考え方

- 誰もが必要なときに必要な医療や、日常的な健康の管理、医療相談などが受けられるよう 地域医療体制の充実を図ります。また、いざという時のための救急医療体制の充実も図ります。
- 国の医療保険制度改革の方向に基づいて、誰もが経済的な不安なく、安心して医療を受けられる制度の充実をめざし、国民健康保険制度等の安定的運営を図ることを重視します。

## ●目標が達成された姿

誰もが相互扶助の考え方を理解し、必要時に必要な医療を受けています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>医療体制の充実、地域医療体制の確保・充実</p> <p>市内の医療機関と連携し、誰もが必要な時に十分な医療サービスを地域内で受けられるよう医療体制の充実、整備を図ります。</p> <p>紀の川市と岩出市の2市で構成する一部事務組合である那賀病院や那賀休日急诊診療所において、引き続き市民への医療の提供を継続していくよう努めます。</p> <p>へき地診療所の継続など地域医療体制の確保・充実に努めます。</p>	医療体制整備事業
<p>国民健康保険制度の安定的な運営</p> <p>国民健康保険制度における相互扶助の考え方を市民に理解してもらい、適切に国民健康保険税が収納されるように努めます。また、高齢者や障がい者に対する医療保険制度の改革に基づき、誰もが経済的な不安なく必要な医療を受けられるように支援します。</p> <p>少子化対策として、子ども医療費助成事業を継続して実施します。</p>	国民健康保険運営事業 子ども医療費助成事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
国民健康保険税収納率	94.0%	98.0%
鞠渕診療所の年間延べ外来患者数	3,827人	3,900人
那賀休日急诊診療所の年間延べ外来患者数	1,072人	1,654人

### ●現状と課題

○市民意識調査によると 70%を超える市民が日ごろから健康に気をつかっている結果が出でおり、「健康づくりの支援」についての評価も高くなっています。今後、健康診断においては、未受診者解消のため、市民に対し健康づくりに取り組む動機付けを行うなど、さらに事業を継続的・総合的に推進していくことが求められます。

### ●基本的な考え方

○健康診断の推進、食生活改善や運動等に関する教室の充実など健康づくり対策の総合的な推進を図り、増え続ける医療費の抑制を重視します。  
○市民自らが積極的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

### ●目標が達成された姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、積極的に健康づくりに取り組んでいます。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>健康づくりの取り組み促進</p> <p>「紀の川市健康増進計画」（平成23年度策定）に沿って、市民各自の健康意識の向上を促進します。定期的な健康診断の受診、保健指導への参加、食生活の改善や運動等、市民一人ひとりの健康づくりの取り組みを促進します。</p> <p>那賀医師会や栄養士、健康運動指導士等の協力を得て運動教室、栄養教室、禁煙指導等を実施します。</p> <p>紀の川市食生活改善推進協議会を中心に食生活を改善する市民の健康づくりを支援します。</p>	健康づくり事業
<p>健康診断の充実と受診率の向上</p> <p>引き続き特定健診（集団健診・個別健診）、特定保健指導とともにがん検診や乳がん検診の充実を図り、健診を受診しやすい環境づくりに力を入れ受診率の向上に努めます。</p>	<p>健康診査事業</p> <p>ピンクリボンキャンペー ン事業</p>

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
特定健診受診率	31.5%	60.0%
がん検診受診者数	29,306人	30,700人
乳がん検診受診者数	4,841人	6,500人
健康教育および健康相談の実施回数と参加人数	105回 5,019人	120回 5,400人
食生活改善事業回数と参加者数	25回 933人	45回 1,100人

## ●現状と課題

○紀の川市内にはグループホーム・ケアホームが4箇所ありますが、いずれも満室の状況です。今後、福祉の後退とならないよう、グループホーム等を確保するなど障がい者の自立支援を進める取り組みが求められています。

## ●基本的な考え方

○「障害者自立支援法」の改正を踏まえ、市民の障がい者に対する偏見を取り除き、障がい者に対する理解を促し、障がい者が地域で自立して生活できるように啓発や支援を行います。また、関係機関、各種団体、市民、サービス提供事業者との連携強化を図り、障がい者の自立支援体制を強化します。

## ●目標が達成された姿

障がい者が自立した社会生活を送れる、あたたかい地域社会が形成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
障がい者の自立支援  障がい者が地域で自立した社会生活を送ることができるよう、 障がい者の就業支援、必要な福祉サービスの提供、地域内での生 活支援体制の整備を図ります。  また、障がい児が適切な保育や教育の機会が確保できるように 支援を行います。	障がい者相談・計画事業 障がい者自立支援給付等 事業 地域生活支援事業 障がい者施設運営等補助 事業 障がい児通園施設等利用 者負担金助成事業 難病患者居宅支援事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
福祉施設入所者の地域生活への移行率	14.9%	21.0%

## 基本施策 2-1-4

## 高齢者福祉サービスの充実、介護予防の推進

### ●現状と課題

○高齢者人口の増加、それに伴う要支援・要介護認定者の増加、独居・高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は変化を続けており、介護や生活支援といったサービスに対するニーズがますます複雑・多様化、增大化することが見込まれます。これまでの取り組みで「介護予防対策・みんなで支えあう地域づくり・生きがいづくり」に一定の効果が現れているものの、よりきめ細やかな対応、市直営となる地域包括支援センターを中心とした他分野とも連携した一体的な推進が望まれます。

### ●基本的な考え方

○高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らすことができるよう、地域全体で高齢者を支え、見守り、高齢者の自立を支援します。また、高齢者が要介護状態にならないように、健康づくり、生活習慣病予防への総合的な取り組みを推進します。

○要支援、要介護状態になっても、高齢者や家族が安心してサービスを利用できるよう、サービスの充実と情報提供・開示を行います。また、高齢者が尊厳を持って生涯を過ごすことができるよう生活支援サービスの確保、権利擁護の取り組みの充実を図ります。

### ●目標が達成された姿

高齢者が住み慣れた地域で見守られながら自立して暮らすことができるまち、要介護になつても適正なサービスが充実し、意欲を持って生きることができるまちが形成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
高齢者の自立支援（介護予防と多様な生活支援）  高齢者が要介護状態にならないで健康を維持し、生きがいを持って自立した生活ができるように、日常生活指導、日常動作訓練、趣味活動の提供、食事援助、介護予防教室サービスなど様々な支援やサービス提供を行います。	高齢者自立支援事業 災害時要援護者対策事業 介護保険事業 介護予防事業
高齢者への総合的な窓口業務の充実  高齢者が抱える様々な問題課題に対して、関連する部署や団体と連携し総合的な相談や支援情報を提供し、適切な対応方法を提供できる包括支援センターのサービスの充実を図ります。また、高齢者の権利擁護のための支援を行います。	包括的支援事業 処遇困難高齢者等支援事業
要介護者の適正なサービス利用の促進  要介護認定者の重度化防止のために、その人の症状に応じて必要なサービスを提供し、重度化の防止を図るとともに、要介護者を抱える家族に対して介護の知識や技術の習得機会の提供や、デイサービス、ショートステイサービスの利用に関する情報を提供するなど負担軽減のための支援を行います。	家族介護支援事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
介護保険の認定を受けている人の割合	23.0%	20.0%

※介護認定者の数は増加しているが、それ以上に高齢者数が増加するために、割合は減少していく。

**基本施策  
2－1－5****子どもを安心して生み育てられる環境  
づくり、子育て環境・体制の整備、支援****●現状と課題**

- 共働き世帯の増加による3歳児未満保育の増加、核家族化の進展による子育ての孤立化などが課題となっており、状況に応じた子育て環境・体制の整備・支援が求められています。また、意向調査でも20歳代から50歳代の子育てに関わる世代で、「子育て環境・体制整備・支援」について、「もっとやるべき」との意向が高くなっています。
- 母子の健康推進については、療育困難家庭等に対する支援体制が充分ではなく、福祉、医療、学校教育等の関係機関との連携をさらに充実させていくことが課題となっています。
- 虐待・ネグレクト等の件数が年々増加傾向にあり、取り組みの強化が必要です。
- 学童保育については、核家族化や共働き世帯の増加に伴う入所児童数の増加、施設の老朽化への対応が課題となっています。

**●基本的な考え方**

- 少子化が進み、子どもが減少する一方、核家族や共働き世帯が増加し、子育てに関する様々な支援が必要になっていることから、地域で安心して子どもを産み、育てることができるよう、地域全体で支えるしくみづくり、環境づくりをより充実していきます。
- 地域で安心して出産、子育てができるように母子の健康管理ができる支援体制を充実するとともに、福祉、医療、学校や地域と連携して母子の健全育成の支援を充実します。
- 児童虐待や子育て支援が必要な家庭・要保護児童などの早期発見、早期対策を行うために関係機関や地域との連携強化など、子育て見守り体制の充実を図ります。

**●目標が達成された姿**

地域で安心して子どもを産み、育てられる環境が整い、子育てしやすいまち、子どもが健全に育つまちとしてのイメージが向上しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>子育て環境・体制の整備・支援</b> 安心して子どもを産み育てられるように、子育て支援団体や市民と連携し、子育て支援センターを核として子育て相談、子育て支援教室、子育てサークル活動などの支援活動を活発にし、参加者を増やすとともに、さらに環境や体制の整備を推進します。 また、要支援家庭や要保護児童などの早期発見、早期対策を行うために、要保護児童支援ネットワークを核とし、市民と連携した取り組みを強化します。	地域子育て支援拠点事業 児童相談・支援事業 子育て支援事業 ファミリーサポートセンター支援事業 児童館管理運営事業
<b>保育（学童保育）環境の整備充実</b> 核家族や共働き世帯の増加などによる新たな保育ニーズに対応して、乳幼児保育、延長保育、一時保育、病児保育・病後児保育、学童保育など多様な保育サービスを提供できるように、市と民間が協力して保育（学童保育）環境の整備の充実を図ります。	放課後児童健全育成事業 保育所整備（再編）事業 私立保育園運営事業 保育所施設管理運営事業
<b>母子の健康管理等による子育て支援体制の整備</b> 地域で安心して出産、子育てができるように母子健康手帳の交付、妊婦教室、乳幼児検診、健康相談、訪問事業、妊婦の健康管理、不妊治療の助成などにより子育て支援体制を整備します。	母子健康管理事業
<b>母子健全育成支援の充実</b> 親子教室や発達相談などを通じて、福祉、医療、学校教育等の関係機関や母子推進員活動と連携し、地域の組織力を活用しながら療育困難家庭等についての対策を充実するなど、地域で安心した子育てができるようにさらに支援体制を充実させます。	母子健全育成事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
地域子育て支援拠点開設箇所数	3 箇所	4 箇所
ファミリーサポートセンター登録会員数	0 人	300 人
子育てサークル数と子ども登録数	8 団体 133 人	16 団体 200 人
学童施設数	10 箇所	12 箇所
乳幼児健康診査受診率（3歳8か月児検診）	95.0%	95.0%
親子教室参加率	31.0%	36.0%
発達相談利用者延べ数	210 人	450 人
母子保健推進員訪問率	87.0%	90.0%
妊娠届出数	457 人	500 人
一般不妊治療届出件数	27 件	35 件

**基本施策  
2－1－6****地域福祉体制の整備****●現状と課題**

○少子高齢化、核家族化などによる家庭機能の低下や人と人とのつながりの希薄化などが進み、市民同士や地域内での新たな支え合いの活動がますます重要になっています。平成21年度に「紀の川市地域福祉計画」を策定し取り組みを進めているところですが、今後さらに、地域での支え合いによる地域福祉の体制づくりを推進することが求められています。市民意識調査によると、約3割が「今後、ボランティア活動や市民の自主的なグループへの参加意向」を示しており、参加したい活動内容のトップが「福祉」となっています。今後さらに地域福祉への参加を促していく必要があります。

**●基本的な考え方**

- 地域でお互いに支え合い安全に安心して生活できるように、市民が主体的に地域福祉活動に参加するよう促し、地域の共助体制の強化を推進します。
- ボランティアやNPOなどによる福祉活動が活発化する傾向にあることから、地域の各種団体や福祉サービス事業者、社会福祉協議会等との連携を深め、様々な福祉課題を抱えた人々に対応できるネットワークづくりを推進します。

**●目標が達成された姿**

市民同士の支え合いと各種福祉関係者のネットワークの強化により、安全で安心して生活できる地域社会が形成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>地域主体の地域福祉活動の支援と体制整備</p> <p>地域の福祉課題に迅速に対応するために、ともに支え合い、助け合う「共助」による地域福祉の考え方を、市民に理解し実践していただくように努め、ボランティア等の地域福祉活動への積極的な市民参加を促します。</p> <p>地域福祉活動推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の基盤を強化し、地域の各種福祉団体や福祉サービス事業者との連携を深め、さらにボランティア等との連携を図り、地域の課題を地域全体で解決していく体制づくりを推進します。</p>	<p>民生委員児童委員活動事業</p> <p>地域福祉推進事業</p> <p>日本赤十字社紀の川地区事業</p>
<p>生活保護扶助事業の適切な運用</p> <p>生活保護を必要とする市民に対し生活保護扶助事業の適切な運用を行うとともに、就労能力のある人に対しては就労支援を行うなど、自立支援に向けての指導を促進します。</p>	<p>生活保護適性実施推進事業</p> <p>就労支援事業</p> <p>生活保護扶助事業</p> <p>援護事業</p>

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
人口1万人あたりの民生委員児童委員の相談・支援人数	1,317人	1,390人
福祉ボランティアの人数	1,170人	2,000人

### ●現状と課題

○平成19年3月に策定した「紀の川市火葬場整備計画」に基づき、市の斎場を1箇所に集約した斎場整備を基本に推進しています。五色台聖苑の施設整備および那賀斎場の今後の使用について検討が必要です。

### ●基本的な考え方

○五色台聖苑の早期整備を図るとともに、市内の火葬場を見直し、使いやすい斎場に集約化していくことを推進します。

### ●目標が達成された姿

市民が充実した設備の斎場を利用できるようになっています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>斎場の整備</b> 五色台聖苑の整備計画に基づき、施設整備ができた時点での移行ができるように検討を進めていきます。また、管理運営が円滑にいくように市民への広報を充実していきます。	斎場管理運営事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
火葬場・斎場数	4箇所	2箇所

**基本施策  
2-2-1****人権の教育・啓発、男女共同参画の推進****●現状と課題**

- 人権施策および男女共同参画の推進においては市民の意識向上につながる啓発活動や学習機会の充実を進めていますが、参加者が少ない現状となっています。市民が理解を深め、「他人へのおもいやり、そして自分を大切にする」という基本的な意識の高揚を図るために、取り組みの方針を検討する必要があります。
- 固定的な性別役割分担意識を前提とした社会制度の問題やドメスティックバイオレンス(DV)の問題、また、新たに防災などにおける男女共同参画の必要性などへの取り組みが必要となっています。

**●基本的な考え方**

- 人権施策基本方針に基づき、啓発、教育活動など様々な取り組みを行い、人権問題の理解や人権意識の高揚に努めています。しかし、インターネットや携帯電話等の急速なIT化の進展に伴い新たな人権問題が発生していることや、子どものいじめの問題などに対応すること等が必要となっていることから、引き続き、人権に関する啓発や教育の推進、市民活動の支援を行い、人権が尊重されるまちづくりを進めていくものとします。
- 紀の川市男女共同参画推進プランに基づき、男女の人権が尊重され、男女がともに個性と能力を發揮し、いきいきとかつ安心して生活できるように、引き続き、家庭、地域、職場等において男女共同参画の取り組みを継続し、男女一人ひとりがいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

**●目標が達成された姿**

- すべての人の人権が守られ、誰もがいきいきと暮らしています。
- 市民の多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、地域、職場などあらゆる場所で活躍でき、男女一人ひとりがいきいきと暮らすことができるような社会が実現しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
人権の教育・啓発と相談体制の充実  人権施策基本方針に基づき、家庭、学校、地域、職場において人権委員会を中心とした人権啓発活動、人権教育活動を継続的に行っていきます。また、人権擁護委員等による人権相談事業を継続的に実施していきます。	人権啓発活動事業 人権相談事業 人権教育推進事業
男女共同参画の推進  紀の川市男女共同参画推進プランに基づき、学校教育、地域、家庭、職場等で男女共同参画に対する理解を深めるための取り組みや子育て等に関する支援、相談事業、DVなどからの保護事業などを推進します。	男女共同参画事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
人権意識高揚率	39.0%(H21)	60.0%
人権相談開設件数	22回	60回
市の行政機関等における委員会等の女性登用率	14.0%	47.0%

## 基本施策 2-2-2

# 小中学校教育の充実

### ●現状と課題

- 相談事業など心の教育の充実を進めていますが、児童・生徒および保護者の教育相談に対するニーズも多く、相談内容も多岐にわたっており、悩みを解消し、課題に即した相談体制を確立することが求められています。学齢期発達相談においては、教職員および保護者の希望が増加傾向にあり、全てに対応できているとは言い難い状態です。
- 学校関係者による学校評価を実施し教職員の意識改革・資質向上と学校の組織力向上を図っており、今後も効果的な研修の実施などさらなる教職員の資質向上を図る必要があります。また、ホームページを整備している学校数は着実に増加しており、学校と地域、家庭が連携した地域に開かれた学校づくりが進められています。今後は、全校でホームページを整備し、PR活動を進める必要があります。
- 児童生徒が過ごす学習・生活の場である学校施設において、安全性を確保するため耐震化を進めており、東南海地震等に備え一日も早く全学校の耐震化を完了することが最重点課題となっています。

### ●基本的な考え方

- 子どもは学校、地域、家庭が連携して育てるという基本的な考えのもとに、地域に開かれた学校づくりをめざします。「育ちあうよろこび、育てあうよろこび」を目標に、子どもの将来を見据えて、子どもたちが学び合い、家庭・地域が学びを支え、教師が学びを創り、市が学びを応援し、市の子どもは市で育てあげる「紀産紀育」を推進していきます。また、安全で健やかに学ぶことができる教育環境を整え、基礎学力、他人を思いやる人間力を磨き、総合的な教育力が高いまちづくりをめざします。
- 情報通信技術の発展や国際化の進展など社会環境が大きく変化する中で、新しい教育技術や設備、教育内容を取り入れた教育を進め、次代を担う人材育成を推進します。また、不登校やいじめの問題などの深刻な教育課題がある中、課題を抱える児童生徒への対応を行うとともに、人権教育や心の教育にも配慮した教育を推進します。
- 子どもと地域との関わりが希薄になる傾向があることから、体験学習や食育、郷土学習、地域のイベントの参加などを通して、自分が暮らす地域のことを理解し、郷土の良さを外部の人に紹介できる力を養うために、学校と地域や家庭が連携して郷土教育力を高めます。
- 人口減少や少子化の影響により、子どもの数が減少する傾向にあることから、将来を見据えた学校規模のあり方や学校配置のあり方について、将来にわたり、子どもたちに良質の教育環境を提供できるように地域・保護者と調整を図りながら検討を行うものとします。

### ●目標が達成された姿

安全で快適な教育環境が整った良好な教育環境の中で、知力、体力、人間力を磨く教育が行われ、健やかで思いやりがあり、基礎学力を備えた子どもたちが、地域に見守られ、いきいきと生活しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>基礎学力の向上</b> 確かな学力や豊かな人間性を養い優れた人材を育てるために、研究指定校による教育内容の充実や職員研修指導による教職員の資質の向上や授業改善をより一層図ります。また、コンピューター等を使ったIT教育やネイティブスピーカーによる英語学習の展開など、子どもたちが時代に応じた多様な学力、能力を身につけられるよう、基礎学力の向上を図ります。	教職員の資質向上事業 外国人による英語指導事業 研究指定校補助事業
<b>心の教育の充実</b> 不登校生徒、いじめや問題行動を起こす児童・生徒を対象に、各種機関や団体と連携し、教育相談員や適応指導教室の活用により、学習指導、生活指導、教育相談等を行い、教育問題の解決を図ります。	教育相談推進事業 適応指導教室設置事業
<b>学校・地域・家庭の連携強化</b> 学校評価を行い、教職員の意識改革・資質向上を図り、特色ある学校づくりを進めます。また、学校ごとにホームページ等により、学校教育の状況を広く家庭や地域に知らせ、学校、地域、家庭が連携し、地域ぐるみの子育て環境を作るとともに、開かれた学校づくりを進めます。	紀の川市立小中学校ホームページ整備事業 学校評価推進事業
<b>教育環境の充実</b> 児童・生徒数に応じた適正な規模の学校配置を検討し、学校の統廃合を進めるとともに、必要に応じて校舎等の増改築等を行い、良好な教育環境を整備します。また、校舎の耐震性能の向上を図るとともに、空き教室の有効活用等についても合わせて検討していきます。	小中学校校舎等増改築事業 小中学校校舎等耐震補強事業 学校給食センター建設整備事業 適性規模、適性配置検討
<b>大学や企業との連携</b> 地域の企業のCSR活動の一環として、企業の方に講師となって頂き、企業活動の取り組みや製品づくりについて、体験や学習を行い、望ましい勤労観や職業観を身につけ、将来の進路等を考える教育の一環とします。 市内や県内に立地する大学や大学の研究室と連携し、教育ボランティア活動として教育に参加してもらうことや、大学の先生に研究内容等について講義をしてもらい、将来の進路を考える材料や学習意欲を高めることに活用していきます。	中学校職場体験活動推進事業 大学生の学習ボランティア等の受け入れ

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
文部科学省・県などの研究指定の学校数	16校	22校
ネイティブスピーカーによる英語授業サポート充足率	50.0%	100%
紀の川市内の不登校児童生徒の出現率	1.14%	0.80%
ホームページを整備している学校数	16校	22校
小中学校耐震化率（構造）	69.9%	100%

### ●現状と課題

○社会環境の変化により家庭での教育力の低下が問題となっており、家庭教育講座の開催など取り組みを進めていますが、参加人数が少ないなど市民に対する効果が充分ではない状況です。市民意識調査においても「家庭教育の推進」の取り組みについては、3割以上の人から不足という意見が出ており、内容や方法の充実などの検討が必要となっています。

### ●基本的な考え方

○核家族化や共働き世帯の増加などから、地域での絆が希薄となり、孤立した環境の中で子育てをする家庭が多くなり、家庭の教育力の低下が懸念されます。様々な課題を抱える家庭がある中で、家庭での教育力を高めるために、親に対する学習機会の提供、仲間づくり、相談支援など行政と地域の協働による取り組みのあるまちをめざします。

○家庭において、子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断など、生きていく上での基本となる事項を身につけることができるような家庭教育が行われ、健やかな子どもが育つ環境づくりを推進します。

### ●目標が達成された姿

子育て世帯に対して、地域と行政の協働により、助け合いや相談、仲間づくりなどの支援が行われ、それにより、家庭の教育力が高まり、基本的な生活習慣や生活能力、他人への思いやりなどを身につけた子どもたちが、いきいきと生活しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
家庭教育の推進 子育て世帯の親と子どもを支援し、家庭での教育力を高めるために、「家庭教育講座の開催」「図書館での絵本読み聞かせ」「きつづふれあい広場の開設」の3つの事業を、地域やボランティアとの連携を図りながら推進します。	家庭教育推進事業
関連課と地域の連携による子育て家庭の支援 家庭教育に関する子育て支援課、健康推進課、学校教育課、生涯学習課などが連携して、子育て家庭の支援を行い、家庭教育を行うことができる環境づくりを推進します。	子育て家庭支援事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
家庭教育推進事業の参加者数	862人	1,000人
家庭教育講座・読み聞かせ回数（年間）	88回	93回

### ●現状と課題

○子どもの居場所づくりや地域での子ども会活動の支援、青少年を取り巻く環境の浄化などの啓発等に取り組んでいます。防犯パトロールや青少年健全育成推進員を中心とした声かけ運動などを根気よく続けていくことで、青少年にとって安全安心な環境を整備するとともに、地域の教育力の向上を図っていきます。また、取り組みにおいては地域間格差や不均衡、組織運営の改革の必要性などの課題があり、今後、組織の運営等協議を重ね、取り組みを検討していく必要があります。

### ●基本的な考え方

○地域全体で子どもを育てるという考えに基づいて、多くの青少年健全育成や子育て支援団体が連携、交流し、地域一丸となって子どもの成長を見守る体制づくりを支援するまちづくりを進めます。

○子どもが、成長過程において、地域の中で多くの体験や人との関わりを通じて、自らの個性と能力を伸ばし、何事にも自主的に取り組む姿勢を育むことができるように、地域で支援・見守る活動を推進し、地域の人々との交流の中で健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

### ●目標が達成された姿

地域住民が主体となって青少年を対象とした地域活動が行われ、地域住民が見守る環境の中で、子どもたちが健やかに成長しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>地域における子どもの健全育成の推進</b> 地域全体で子どもを健全に育成する機運を高め、地域の教育力の向上を図ります。	声かけ運動 子ども会活動 青少年健全育成事業 少年少女発明クラブ ジュニアリーダー事業
<b>子どもを取り巻く環境の浄化</b> くまなく地域を巡回することにより、子どもたちの安全を守り、安心して過ごせる環境を整備します。	青少年センター事業 防犯パトロール いじめや非行問題に関する相談の充実 ネットパトロール
<b>青少年健全育成の関連組織・事業の見直しと交流の活発化</b> 青少年健全育成関連の組織、事業等について、市を基本とした体制への見直しを図り、交流を活発にして、市内全域において健全育成活動の活性化を促します。	青少年健全育成関連組織等の見直し

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
防犯パトロール実施回数	243回	250回

**基本施策  
2－2－5****歴史文化の継承、多様な文化・芸術  
を楽しめる環境づくり****●現状と課題**

- 毎年秋に文化祭が開催され、市民が芸術文化に触れる機会を提供しているものの、旧町ごとの5会場で開催されているため地域間の交流や文化芸術の均衡ある発展はまだまだ進んでいない状況にあります。また、文化協会加盟団体やサークルの高齢化が進み活動がマンネリ化になりつつあります。今後は、市内に2つある文化ホールを自主文化事業だけでなく、市民の発表の場とする等市民ニーズにあった活用方法を考える必要があります。
- 市民意識調査によると半数以上が「郷土の自然や歴史・文化に关心があり、誇りや愛着」をもっており、「歴史・文化の継承」の取り組みについては評価が高くなっています。今後も紀の川市内の数多くの貴重な文化財を保存し、次世代に受け継いで行くことが重要です。

**●基本的な考え方**

- 重要な文化財の保存整備を進めるとともに、紀の川市の歴史や文化財を見直し、歴史文化豊かなまちとして市民の理解や保存意識を高め、郷土の歴史文化を愛する人が多いまちづくりを進めます。
- 文化芸術活動が盛んで、市内で質の高い文化芸術の鑑賞や体験ができるように、生涯学習活動や文化活動を支援し、文化に親しみ、文化を楽しむ心豊かな市民が自由に活動できるまちづくりを進めます。
- 市民の一人ひとりが家庭生活、地域活動の中で文化財に直接触れ、地域に残してきた文化財の保存と活用に関わり、文化財の保存、保護を行政と協働で推進します。

**●目標が達成された姿**

- 重要な文化財が保存整備されるとともに、市民や観光交流客などにも活用され、歴史や文化が豊かであるとの認識が高いまちとなっています。
- 市民の文化芸術活動が活発に行われ、かつ質の高い文化芸術を体験する機会も確保され、文化に親しみ、楽しむ心豊かな市民が、育ち、自由に活動できるまちとなっています。
- 紀の川市の豊かな歴史、文化財を活用した事業の実施時には、文化財サポーターが文化財の説明を行うなど、市民とともに活動事業を行い、多くの方々が参加し文化財に親しんでもらえるようになっています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>文化財の保存と活用</p> <p>紀の川市内の重要な文化財を保存整備し、後世に伝え、継承していくきます。</p> <p>また、紀の川市内にある文化財を理解してもらうため、啓発するとともに文化財を活用した事業を行います。さらに充実した文化財保護や活用を実現させるため、「文化財サポーター」の育成を行います。</p>	<p>文化財保存活用事業</p> <p>文化財啓発事業</p> <p>文化財保護事業</p> <p>歴史体験教室開催事業</p>
<p>市民の文化活動の充実</p> <p>市民の文化芸術活動を支援するために、様々な学習機会を提供するとともに、活動や成果を発表する場となる「発表会」や「作品展」、さらには「総合文化祭」を開催し、市民の文化芸術活動を充実させ、活動の普及振興を促します。</p> <p>また、文化に親しみ楽しむことができる心豊かな市民を増やすために、市内のホールなどを活用して音楽、劇、美術などの文化芸術を鑑賞、体験できる機会の提供を推進します。</p>	<p>文化祭運営事業</p> <p>自主文化事業</p>

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
文化財施設・事業への入館・参加者数	5,922人	7,000人
自主文化事業等来場者数	3,600人	10,000人
文化財サポーター登録者数	53人	100人

**基本施策  
2－2－6****生涯学習の推進****●現状と課題**

- 市民意識調査によると生涯学習活動に参加している人は 14%程度にとどまり、合併後 7 年が経過した現在、生涯学習による地域の連帯感の醸成や地域力の向上、あるいは学習機会や学習内容の地域間格差の是正等は、まだまだ本来めざすべきところまで至っていないのが現状となっています。
- 施設の老朽化も進んでおり、費用対効果を考え、施設の整備や合理化も進めいかなければならぬ状況にあります。同時に市民一人ひとり、誰もが、いつでも、どこでも自らの意志で手段や方法を自由に選択して学ぶことのできるような学習機会の充実と施設の整備を図る必要があります。

**●基本的な考え方**

- まちづくりは「人づくり」という認識に立って、市民一人ひとり、だれもが、いつでも、どこでも自らの意志で、手段や方法を自由に選択して学ぶことのできるような学習機会の充実と施設の整備を図り、学習活動を通じて人と人がつながりあい地域力を高めていくような取り組みを推進します。
- 地域の学習拠点であり、コミュニティ施設である公民館では、それぞれの地域の学びの拠点として個人の生きがいづくりや能力開発の場として活動の充実を促します。

**●目標が達成された姿**

市民誰もが必要に応じて学び続けることができる環境が整備され、市民が主体的に自ら学習活動を行っています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>生涯学習の推進</b> 生涯学習を通じて学ぶことの楽しさを市民が体験し、生涯学習の意義について理解を深めるため、生涯学習フェスティバルの開催や生涯学習ボランティアの育成、市民の自主的な学習活動の支援などを行い、市民の生涯学習への参加を促します。 また、地域内の同世代間・異世代間の交流や地域活動など、地域社会への参加のきっかけづくりの提供や、地域社会への貢献活動を推進します。	社会教育推進事業 成人式開催事業
<b>市民の自発的な学習活動支援</b> 生涯学習活動の拠点である公民館に、老若男女を問わず多くの市民が訪れてもらうために、市民ニーズに合った魅力ある学習活動へのきっかけづくりの事業を行います。市民が生涯学習で得た知識や経験を地域へ還元できるよう、市民の自発的な学習活動と市民同士の学び合い活動を支援し、地域活動の核となる人材を育成します。	生涯学習推進事業 生涯学習施設管理運営事業
<b>公民館活動の運営体制の見直しと活動の充実</b> 公民館運営について、市民の自主的な運営を充実する観点から運営体制の見直しを行います。 また、地域における学びの拠点として、安全かつ充実した学習が進められるように施設の整備や活動内容の充実を推進します。	公民館管理運営事業 公民館活動推進事業
<b>図書館活動の充実</b> 市内に分散している図書館運営の効率化や蔵書の充実を図るために図書館の再編整備を推進します。 図書館は、市民一人ひとりの自発的な学びの拠点であり、文化力を高めるための重要な施設であることから、蔵書内容の充実や、図書館サービスの充実を図ります。	図書館運営事業 図書館再編事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
生涯学習活動への参加者数	16.4万人	25.3万人
図書館利用者登録率（人口比）	28.7%	33.0%
図書館貸し出し冊数（年間）	296,625冊	330,000冊

### ●現状と課題

○「スポーツを週1回以上行っている成人」の割合は21.9%（平成21年度紀の川市スポーツ振興計画資料より）で、平成24年3月に策定された国のスポーツ基本計画の政策目標である「成人の週1回以上のスポーツ実施率」が3人に2人（65%程度）となっており、それに近づくことをめざすためには、市民のスポーツに対する意識の向上を推進することが重要となっています。

今後、平成27年度の開催される「紀の国わかやま国体」を契機として、スポーツへの関心を高め、くらしの中にスポーツを定着させ、生涯にわたって健康で心身ともに元気で暮らせるような生涯スポーツ社会の実現を図っていく必要があります。

また、スポーツ環境の整備については、市民が日常的にスポーツを楽しむことができるよう施設の整備充実および効果的な管理運営の促進に努めていく必要があります。

### ●基本的な考え方

○高齢社会の進展とともに、市民の健康づくりに対する意識や関心が高くなっていることから、生涯を通して、誰もが、それぞれの体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、各スポーツ施設を計画的に改修するなど環境整備を行い、健康で明るく元気な人があふれる生涯スポーツのまちづくりを進めます。

### ●目標が達成された姿

市民の暮らしの中にスポーツが定着し、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が、気軽にスポーツに親しみ、またそのための施設環境が整備され、市民が健康で心身ともに元気で暮らしています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>地域でのスポーツ活動の振興</b> <p>すべての市民がそれぞれの年齢や体力に応じて生涯にわたりスポーツを楽しみ、スポーツ活動を通じ家庭・学校・地域との絆づくりや健康づくりが図れるように、スポーツ環境の整備や指導運営体制の支援を行います。</p> <p>また、市民が生活の中にスポーツを定着させ、楽しみながら健康を増進できるように、子どもから高齢者まで幅広い年代の方に気軽にスポーツを楽しめる機会を提供します。</p>	生涯スポーツ振興事業 スポーツ教室・大会等事業 スポーツ少年団運営事業 体育協会運営事業 スポーツ推進員協議会事業
<b>スポーツ施設の充実と適切な管理</b> <p>各スポーツ施設の利用頻度の向上を図るため、利用時間や施設の機能を最大限に活かした行事、教室の開催等を行います。</p> <p>また、いつでも市民が安全安心にスポーツを楽しむことができるように、計画的な改修を進め、スポーツに親しむ環境づくりの施策を推進します。</p>	社会体育施設の利用促進事業 体育施設管理運営事業 桃源郷運動公園管理運営事業 海洋センター管理運営事業
<b>総合型地域スポーツクラブの育成</b> <p>地域で年齢や能力に応じて総合的にスポーツ振興を図るために、総合型地域スポーツクラブの育成を行います。</p>	総合型地域スポーツクラブ育成事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
日常的にスポーツを行っている市民の割合	21.9%	65.0%
社会体育施設の利用者数	371,715人	433,200人
スポーツ少年団への加入率	18.8%	20.0%



### (3) 政策目標3 「基盤づくり」の実現

政策目標3	
<b>基盤づくり</b>	
<b>快適で活気があるまち</b>	
<b>施策目標3-1 都市基盤</b>	● 道路・交通や住環境などが整い、日常生活が便利で快適である。
3-1-1 計画的な土地利用と都市基盤の整備	70
3-1-2 公共交通網の整備	72
3-1-3 道路網の計画的な整備	74
3-1-4 水道水の安定的な供給	76
3-1-5 情報通信基盤の整備	78
3-1-6 災害に強い安全なまちづくり	80
3-1-7 美しいふるさと景観のまちづくり	82
<b>市民の目標</b>	身近な道路や住環境を快適に利用するとともに、協働で維持管理に取り組みます。
<b>行政の目標</b>	安全で快適な市民の生活を支える都市基盤整備・管理を進めます。
<b>施策目標3-2 農業・産業振興</b>	● 農業や地域産業に活気があり、生きがいをもって働いている。
3-2-1 就業しやすい活力ある産業づくり	84
3-2-2 魅力と個性ある便利な商業環境づくり	86
3-2-3 活力のある農業と食のまちづくり	88
3-2-4 魅力ある田園観光交流のまちづくり	90
<b>市民の目標</b>	地域の魅力づくりを積極的に考え、参加して、地域への誇りと愛着を醸成します。
<b>行政の目標</b>	市民が働きやすい環境づくりとともに紀の川市の魅力を育成・向上する取り組みを進めます。

### ●現状と課題

- 都市計画区域については旧町単位から、市単位に一本化する方向で検討が進んでいます。計画的な土地利用の規制・誘導のためには、建設、農業、林業部門等の各土地関係法令の多岐に渡る調整と情報の共有が不可欠であるため、今後も引き続き関係各課の連携を保ちつつ事務を継続する必要があります。
- 施策指標となっている地籍調査進捗率については 52.5% で、概ね目標通り進んでいます。
- 都市基盤整備については、着実に進捗が図られていますが財政状況が厳しくなっていることから国からの補助金や交付金が減少の傾向にあり、事業の進捗への影響が懸念されます。
- 市営住宅については老朽化が進んでおり、今後の維持修繕や建替えの検討のために、市営住宅長寿命化計画を策定しました。今後の住宅需要を見極めつつ、適正な維持管理を推進するとともに、老朽住宅改修の検討が必要です。

### ●基本的な考え方

- 本市の将来像を実現する一環として、計画的な土地利用の実現を促すために、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など土地利用に関する法制度の適切な運用により、秩序の取れたまちの形成をめざします。
- 道路、公園、下水道などの都市基盤整備を促し、利便性の高いまちの形成をめざします。
- 和歌山市や大阪南部への交通利便性や良好な自然環境を活かし、緑豊かな住宅都市の形成をめざします。
- 土地の権利関係を調査し、適正な土地の管理ができるまちづくりをめざします。

### ●目標が達成された姿

秩序ある土地取引、計画的な土地利用や都市基盤の整備により、市民が豊かな生活を送っています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
計画的な土地利用の規制誘導と都市基盤整備の計画的な推進  本市の都市計画および都市計画マスタープランを基本として、秩序ある土地利用の規制・誘導や、都市計画による道路、公園、下水道の計画的な整備を推進します。	土地取引の規制誘導 土地開発・建物建設等に関する規制誘導 都市計画道路、公園、下水道の整備事業
緑豊かで良好な住宅地の整備誘導  住宅マスタープラン等に基づき、良好な民間住宅地の整備を促すとともに、市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の適切な管理と改修を進めます。	市営住宅維持管理事業
土地の権利関係の調査と適正な管理  土地の権利関係を調査して権利関係を明確にし、公共事業の円滑化、公租公課等の負担の公平化、災害等の円滑な復旧等を進めるために、地籍調査事業を推進します。	地籍調査事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年夏	平成29年度
調査面積に対する地籍調査の進捗率	52.5%	65.2%

### ●現状と課題

- 市民意識調査によると「公共交通機関の整備・利用促進」の取り組みについては「もっとやるべき」との意向が高くなっているものの、公共交通機関を利用している人の割合は低い結果となっています。
- コミュニティバス等の年間利用者数は増加傾向にあるものの施策指標の中間目標値にはおよばず、運行事業においては、道路の新設や新庁舎完成などの社会状況の変化に対応して路線や運行形態を見直す必要があります。
- JR和歌山線と和歌山電鐵貴志川線の乗降客数は、概ね現状維持の状況にありますが、今後の人団減少や少子高齢社会の進展に伴い、公共交通機関の必要性は増加すると考えられます。また、和歌山電鐵貴志川線への支援策は平成27年度末が期限となっていることから、平成28年度以降の新たな支援策について、和歌山市、和歌山県と緊密な連携を図り、検討が必要です。
- 大阪方面への通勤・通学者に対する公共交通サービスの拡充が必要となっています。

### ●基本的な考え方

- 本市の主要な公共交通である、JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線、路線バスは和歌山、大阪方面等への通勤、通学や日常生活を支える貴重な交通手段として、運行本数の維持や利便性の向上に努めるとともに、利用率の向上に向けた広報や対策を推進します。
- 公共交通不便地域を対象とした「コミュニティバス」「紀の川市地域巡回バス」については、分庁舎方式から市新庁舎への一体化に伴い、路線の見直しや運行形態の見直しを行い、市民サービスの維持増進に努めるとともに、利用率の向上に向けた広報や対策を推進します。
- 大阪方面との通勤や観光交流の利便性向上が本市の大きな課題となっていることから、今後の利便性向上対策について、研究会や社会実験などにより方向性の検討を行います。

### ●目標が達成された姿

公共交通網が維持され、市民や観光交流客に対して適正な移動サービスが提供されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>公共交通機関の利便性向上対策・利用率向上対策の推進</p> <p>鉄道や路線バスを利用する通勤、通学や日常生活の利便性を確保するためにサービスの維持を図るとともに、利便性や利用率向上対策を推進します。</p> <p>大阪方面への通勤、通学の利便性向上や観光交流の拡大を促すために、研究や社会実験について検討を行います。</p>	<p>鉄道運行支援事業</p> <p>貴志川線運営補助事業</p> <p>路線バス運行補助事業</p> <p>公共交通運行支援事業</p>
<p>コミュニティバスの運行</p> <p>公共施設や公益施設の利用など、主に市内での移動を必要とする交通弱者の利便性向上のためにコミュニティバスや地域巡回バスの運行を継続します。また、路線や運行形態については新庁舎完成を契機として一部見直しを行います。</p>	<p>コミュニティバス運行補助事業</p> <p>地域巡回バス運行補助事業</p>

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年夏	目標値 平成29年度
コミュニティバス等の年間利用者数	139,235人	172,000人
和歌山電鐵貴志川線の年間利用者数	2,182,000人	2,500,000人

**基本施策  
3－1－3****道路網の計画的な整備****●現状と課題**

- 京奈和自動車道の整備は概ね計画通りに進んでおり、平成25年度には紀北東道路、平成27年度には紀北西道路の供用開始に向けて整備を促進する必要があります。
- 地域内の通過交通による渋滞の解消や交通事故防止のために、京奈和自動車道インターチェンジへのアクセス道路や幹線道路を整備する必要があります。
- 生活道路については、幅員が狭く車両のすれ違いや緊急自動車の通過が困難な箇所が多く、市民のニーズに十分な対応ができていません。
- 大阪都市圏や関西国際空港と連絡する南北交通軸が不足しているため、早期実現をめざし、関係機関と連携を強化する必要があります。
- 道路や橋梁の安全な通行の確保に向けて、計画的に修繕・補修を進めていく必要があります。
- 道路の清掃や街路樹の管理等については、市民との協働の取り組みが課題となっています。

**●基本的な考え方**

- 京都、奈良、和歌山を結び、関西都市圏の広域高速交通ネットワークを形成する京奈和自動車道の早期完成に向けて整備を促進し、物流や観光交流、生活の利便性向上を図ります。
- 京奈和自動車道の市内2つのインターチェンジと幹線道路を結ぶアクセス道路や幹線道路の整備を促進するとともに、歩行者空間や交差点の整備により、安全で渋滞のない利便性の高い道路の整備を推進します。
- 生活道路は、主に優先順位の高い道路を中心に整備を推進します。
- 大阪方面および関西国際空港との利便性向上を促すために、京奈和自動車道打田インターチェンジ（仮称）から阪和自動車道上之郷インターチェンジへ直結する高規格道路の整備を関係機関と協力し、促進します。
- 橋梁の補修について将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性の確保を図るために、従来の対症療法的な修繕から予防保全的な修繕へ政策転換を図ります。

**●目標が達成された姿**

道路が計画的に整備され、市民が安全かつ快適に利用しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
自動車専用道路の整備促進 関西都市圏の広域高速ネットワークを形成する京奈和自動車道の整備を促進し、目標年次内の完成をめざします。 自動車専用道路へのアクセス道路の整備促進 京奈和自動車道のインターチェンジにアクセスする幹線道路の整備を促し、市内の幹線道路のネットワーク形成を促します。	京奈和自動車道路整備事業 京奈和自動車道路関連道路整備事業
(仮称) 京奈和関空連絡道路の計画促進のための取り組み 府県間をつなぎ関西国際空港へ直結する(仮称)京奈和関空連絡道路の計画促進に向けて取り組みを促します。	府県間高規格道路整備促進協議会等の継続
幹線道路の整備促進 紀の川市道路整備計画に基づき、幹線道路の計画的な整備を促し、渋滞の解消と利便性の向上を促します。	道路改善事業・交通安全事業
生活道路の整備 優先度の高い道路や費用対効果を勘案のうえ、効率的かつ効果的な整備を進めていきます。	市道改良事業
道路の適正な維持管理の推進 安全でかつ安心して通行できるよう、適正な維持管理を行うとともに、橋梁については長寿命化修繕計画を策定し、優先度の高い橋梁から計画的に修繕を推進します。	市道維持管理事業・橋梁補修事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
市道改良進捗率	31.7%	35.2%
市道調月三和線進捗率	0.0%	100%
市道上野庁舎前線進捗率	0.0%	70.0%

### ●現状と課題

- 平成18年度策定の水道事業基本計画に基づき、施設改良、耐震化に取り組んでおり、平成20年度より重要度の高い水道施設の耐震診断を行い、順次耐震化を進めています。
- 水道事業基本計画に基づく、計画的な維持管理事業の推進、簡易水道の統合、未普及地域の解消に取り組んでいます。また、水道事業の長期安定経営に向けて、計画的な財政運営、経営の合理化が必要となっています。

### ●基本的な考え方

- 市民がいつでも良質の水道水を安定して利用できるように、老朽化した水道施設の更新や施設の耐震化、水質の改善など水道施設の維持管理に努めます。
- 簡易水道の上水道への統合や水道未普及地域の解消に向けた取り組みを推進します。
- 健全で効率的な水道事業経営をめざして、水道事業経営計画に基づく運営を推進します。

### ●目標が達成された姿

水道水が安定的に供給され、市民が安心して利用しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
計画的な維持管理の推進  耐震性能評価に基づき更新計画を作成し、優先順位にそって老朽化した水道施設の更新等を適切に行うとともに、重要度の高い幹線施設や防災上重要な施設と位置づけられている水道施設において、優先的に施設の耐震化を図り、水道水の安定供給を図ります。	水道施設耐震化事業 水道施設整備事業
普及率の向上と安定供給に向けた取り組みの推進  市内全域での地域間の格差をなくし、水道が普及していない地域の生活環境の改善を図るため、水道未普及地域解消事業を推進します。また、簡易水道施設の整備を行い、順次上水道へ統合することで、さらなる水道水の安定供給を図ります。	水道未普及地域解消事業 簡易水道再編整備事業
水道事業の安定経営に向けた取り組みの推進  低コストで良質の水道水が安定的に供給できるよう、水道事業の効率的経営を図るとともに、持続可能な水道事業経営のための適正な料金体系の設定を行い、経営の安定化を図ります。	水道事業経営計画の策定

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
水道施設耐震化率	11.0%	41.0%

### ●現状と課題

- テレビのデジタル化、通信事業者による通信網の整備、サービス内容の拡張によりインターネット利用者数が増加し、ブロードバンド世帯普及率は、施策指標の目標値を上回る結果となっています。
- 情報通信基盤の整備が進んできたことから、それを活用した行政サービスなどのソフト面の充実が必要となっています。
- 市が中心となって整備している地域情報通信基盤設備による高速インターネットサービス維持のために新規加入者増が必要です。

### ●基本的な考え方

- 市内全域で高速情報通信サービスの利用が可能となるよう、ブロードバンドサービスやケーブルテレビ配信などの事業者と連携した取り組みを促します。
- 高速情報通信サービスを利用して、公共施設の予約や各種の届け出、ホームページを利用した行政情報の提供などが円滑にできるように、行政サービスのIT化の推進を促します。

### ●目標が達成された姿

情報通信基盤が整備され、市内全域で高速情報通信サービスが利用できます。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
地域情報化の推進  行政サービスとして施設予約や図書予約などが簡易に行うことができるよう整備を進めるとともに、各種届出のオンライン化など各種システム整備に努め、市内全域からアクセスできる情報化を推進します。	地域情報通信基盤事業
地域情報通信基盤の整備  高速インターネットサービスを提供している地域情報通信基盤設備の維持を図るために、高速インターネット利用者の増加を促します。	地域情報通信基盤事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
プロードバンド世帯普及率	52.0%	60.0%

### ●現状と課題

- 平成23年9月に発生した台風12号による大水害で、大規模な浸水被害や土砂崩れ、ため池の決壊等が発生し、普段からの災害対策や災害に強い安全なまちづくりが、まだ不十分であることが認識されました。
- 紀の川、貴志川沿いの低地部の浸水対策のために、紀の川の治水対策の見直し、水害や地震に脆弱な地区の土砂災害やため池災害および浸水対策の強化が必要です。
- 安全な避難方法や避難所のあり方など、地域の防災力を強化するための市民協働によるソフト面の取り組みが必要です。

### ●基本的な考え方

- 紀の川や貴志川など大きな河川を抱え、平地部では水害の危険性が高く、山地部では急傾斜地が多く、西日本を2分する大きな断層である中央構造線が北部山裾地域を東西方向に位置していることから、国や県と連携し、河川整備等治水事業や治山事業を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。
- 紀の川市が管理する準用8河川の災害に対する安全性を高めるために、河川の浚渫など適切な維持管理を促進します。また、土石流や崖崩れなど土砂災害に対する対策を促し、市民の安全性の向上に努めます。
- 地域が維持管理するため池の適正化を促し、ため池の整備、改修を進めます。また、ため池浸水ハザードマップを活用し、市民の防災意識を高める取り組みを推進します。

### ●施策達成の目標

治山、治水、ため池防災事業が進められ、災害に対して安全性が高い生活を送っています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
紀の川の治水対策事業の促進  大雨洪水時に浸水被害の原因のひとつとなっている岩出井堰の付け替え等について、国、県と連携し、取り組みを促します。	紀の川治水対策事業
準用河川管理と農業用施設の整備  紀の川市が管理する準用河川の浚渫など適切な維持管理を推進するとともに、農業施設の適正な整備に取り組みます。	準用河川管理事業 国営総合農地防災事業
土砂災害防止対策の促進  土石流や崖崩れなど土砂災害に弱い地区を中心に、土砂災害防止のための治山事業や急傾斜地崩壊防止事業など土砂災害防止のための事業を促進します。	土砂災害対策事業
ため池整備の推進  地域の実情に応じたため池整備やソフト対策による危機管理意識向上への取り組みを推進します。	ため池等整備事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
土砂災害被害の件数	14件	—

### ●現状と課題

- 年間観光客は210～230万人と200万人を超え、人々の価値観が自然や美しい景観へと変化していることから、市民の豊かさを維持しふるさとの美しさを見直すとともに、訪れる人々に喜び、楽しんでもらえるような取り組みが必要となっています。
- 改めてふるさとの景観を見直し、四季毎に移り変わる農地や山林の景観、まとまりのある集落景観など良好な景観を守り、育てる方策について検討する必要があります。

### ●基本的な考え方

- 本市の景観は、北部と南部の東西方向に緑豊かな山林緑地があり、その中央部に低地が広がり、四季を彩る農地と東西方向に貫く紀の川、貴志川の大河川で骨格が形成されています。その中に集落や住宅地や商業地が点在し、緑地や農地とまち並みが調和の取れた美しい景観が形成されており、今後ともこの美しい景観を維持し、調和の取れたまち並みを形成することをまちづくりの基本とします。
- また、この景観は日々の市民の生活空間の質を高めるとともに、多くの観光交流人口を受け入れるための資産として活用していくものとします。

### ●目標が達成された姿

緑の豊かな山林緑地や季節毎に彩りを変える農地と集落やまち並みが調和した美しいふるさと景観が維持され、魅力あるまちが形成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
景観形成に関する基本方針の検討  本市の美しい景観を保全活用するために、和歌山県の景観計画に基づき、本市の景観形成に関する基本方針を検討します。	景観形成に関する基本方針の検討
屋外広告物に関する適正な誘導  和歌山県の屋外広告物担当課と連携し、主要幹線道路等の屋外広告物等の適正な規制誘導を行い、美しい都市と調和の取れた屋外広告物の誘導を促します。	屋外広告物に関する適正な誘導

## ●成果指標

指標	現状値 平成 23 年度	目標値 平成 29 年度
未届け屋外広告物の件数	2,700 件	2,500 件

**基本施策  
3－2－1****就業しやすい活力ある産業づくり****●現状と課題**

- 全国的に、円高や世界的な経済情勢悪化等に伴い、厳しい状況にありますが、本市における企業誘致やそれに伴う雇用者増加等について、一定の成果が上がっています。新たな工業団地の造成も完成し、民有の未利用地（空き工場、有休用地）と合わせ、企業誘致の取り組みが必要です。
- 地域職業相談室を訪れて雇用が成約した件数は、施策指標の中間目標値を上回り進んでいますが、さらに、新たな就業のための相談・紹介、能力開発などの支援が必要です。
- シルバー人材センターへの加入会員数は減少傾向にあります。
- 市内での雇用者を増加させるため、既存企業の振興や新規起業への支援策の検討が必要となっています。

**●基本的な考え方**

- 企業用地の造成等を通して、優良企業を積極的に誘致し、地元での雇用機会を創出することにより、地域の活性化を図ります。
- 既存企業の設備投資や本市での新たな起業を支援し、起業しやすい環境づくり、就業しやすい環境づくり、起業力を持つ人材の誘致を促します。
- 国や県の就労支援機関等と連携し、就業をめざす人の能力開発等の支援、市内企業とのマッチングを促すなど就労機会の創出に努めます。

**●目標が達成された姿**

企業誘致や企業が増加し、就業しやすい環境が整備され、本市で働く人が増加しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
工業団地等への企業誘致の促進 雇用機会の創出や地域活性化のために工業団地や民有の未利用地へ優良企業の誘致を促します。	企業誘致立地促進事業 立地企業連絡協議会補助事業
既存企業の振興や新規起業の支援 地域産業の活性化や雇用環境の改善を促すために、既存企業の振興や新規起業者の支援を促します。	商工会補助事業
市内雇用の促進 市内で就労をめざす市民のために国や県の関係機関と連携し、能力開発や雇用情報の提供など就労機会の創出を促します。 また、シルバー人材センターの利用促進を進めるとともに、特に女性や高齢者、障害者の雇用促進を進めます。	就労雇用対策支援事業 シルバー人材センター活性化支援事業
就労支援 市民が多様な働き方を選択ができるように、育児支援制度の充実等について企業へ広報活動を行い、就労環境改善に向けての支援制度の普及を促します。	市内企業への就労支援制度広報事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成 23 年度	目標値	
		平成 29 年度	
立地企業数 (操業開始に伴う雇用者数)	2 社 (68 人)	10 社 (449 人)	
立地企業連絡協議会会員雇用人数（うち地元雇用者数）	1,679 人 (599 人)	2,201 人 (738 人)	
地域職業相談室年間雇用契約成立数	420 人	450 人	
シルバー人材センターへの加入会員数	373 人	400 人	

### ●現状と課題

- 卸売事業所数、小売事業所数は施策指標の中間目標値を上回って増加していますが、古くからの商店街は幹線沿道等に立地している新しい店舗との競合で客数が減少し、かつ経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗などが増加し、商業機能の低下が見られます。
- 市民意識調査によると「本市に住みにくい理由」として「買い物など日常生活が不便」が上位であることから、買い物の利便性を向上させる方策などを検討する必要があります。
- 古くからの商店や商店街では、農商工連携による観光交流人口への対応や、人口の高齢化に伴う新たな商業サービスの充実など地域と連携した取り組みなどによる活性化方策を検討する必要があります。

### ●基本的な考え方

- 市民の商業に対するニーズを満足させ、かつ高齢社会における商業サービスを充実する 2つの観点から、市内で多様な商業サービス施設の集積を促します。
- 既存商店街等においては、地元密着型の商業地として顧客サービスの充実や農業や加工業、観光業との連携等により活性化を進めます。
- 本市の特徴を活かして、産直施設や飲食サービス施設の振興を行います。

### ●目標が達成された姿

魅力と個性ある商業集積が進み、便利で活気にあふれた商業環境のまちが形成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
既存商店（街）等の活性化 高齢社会に対応した地元密着型の商業サービスを推進するとともに、農業や加工業、観光業との連携や商工会、N P O 等支援団体とも連携し、販路拡大や空き店舗の活用を促し、活性化を支援します。	商店（街）の活性化支援事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成 23 年度	目標値 平成 29 年度
商業関係事業所数 (卸売業、小売業)	818 事業所	820 事業所
主要産直施設の利用者数 (めっけもん広場)	844,500 人	853,000 人

**基本施策  
3－2－3****活力ある農業と食のまちづくり****●現状と課題**

- 農産物価格の低迷により、農業だけで生計を維持するのが難しくなっており、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、農家数の減少が続いている。一方、産直農産物販売額の増加、地産地消への取り組み、食育への取り組み、農業交流人口の増加などが進んでいます。
- 施策指標となっているほ場整備予定箇所数、認定農業者数、利用権設定率、農業生産法人化、農村体験交流の参加者、エコ農業認定農業者数などは、概ね予定通り進んでいます。
- 安全安心な食の志向、農産物等購入や農業体験を求めて近郊農村を訪れる人口の増加、企業の農業への参入、農業の6次産業化など農業を取り巻く大きな環境変化に対応し、新たな取り組みにチャレンジし、農業構造を6次産業へと変革を図ることが必要となっています。

**●基本的な考え方**

- 豊かな農業を維持発展させるために、ほ場整備などにより生産環境の整備と生産性の向上を促します。
- 農業経営の安定化と経営基盤の強化を図るために、農産物の販売方法や農業体験など農業活用の多様化、生産・加工・販売をめざした6次産業化への支援を促すとともに、農業生産法人の設立を進め、農業の担い手が育つ環境づくりを進めます。
- 若い世代が新規就農しやすい環境を整備するために、新しい技術や新しい視点に配慮した農業を推進します。
- 消費者や地域の農業者以外の方との連携や理解を深め、交流することによって、安全で安心な農産物を安定的に供給できる環境づくりを推進します。
- 環境保全型農業や有機農業を推進し、安全で安心な農産物を提供できるブランド力のある農業地域の形成を促します。
- 豊かな農産物の活用、地産地消や市民の健康づくりなど食育を中心に、あらゆる分野において、食の魅力を発信し、活用することによって、地域の振興を図り、食のまちづくりにつながる取り組みを推進します。

**●目標が達成された姿**

農業の6次産業化等により、安定した農業所得が確保され、農家の担い手が増加し農家や集落が活性化しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>農業基盤の整備</b> 農業生産性の向上を図るために用・排水路の改良、農道整備、農業用施設の維持・機能の向上を促進します。 中山間地域では、生産基盤や生活環境施設を充実し、耕作放棄地の発生防止に努めます。	ほ場整備事業 農業施設整備事業 土地改良事業
<b>農業の担い手育成・経営支援</b> 新しい消費者ニーズや農業技術など農業の新たな視点に対応するとともに、遊休農地の有効活用や農業経営規模の拡大等により生産性の向上と農業所得の安定化のための経営支援を推進します。 農業の担い手育成や若い就農者の増加をめざすとともに、農業者間の世代交流の機会を促進し、豊かな経験・知識・技術を継承できる取り組みを推進します。	農業経営基盤強化促進事業
<b>農業振興と農地の保全</b> 無秩序な開発を防止し、優良農地を保全するとともに、有害鳥獣の被害の防止を図り安心して農業ができる環境づくりを推進します。	農業振興地域整備計画事業 有害鳥獣被害防止対策事業
<b>農産物のブランド化や体験交流農業などの取り組みと農業の6次産業化の推進</b> 生産、加工、販売、体験交流等多様な農業の展開により、農業と農産物の付加価値を向上させるために、商業者、加工業者、観光交流業者等と連携し、農家所得の向上や営農意欲の向上に向けた取り組みを推進します。 農業が有する食料生産以外の多様な価値を活用し、自然豊かな地域資源と合わせて体験する機会を提供し、観光交流の振興につなげます。 農産品における地域ブランド化を確立し、農業の振興と活性化を図ります。	農作物販売促進事業 都市農村交流事業
<b>環境保全に配慮した農業の推進</b> 効率的な農業経営だけでなく、環境負荷の軽減に配慮した持続可能性の高い農業生産方式による化学肥料や化学合成農薬の使用低減や有機農業を推進します。	エコ農業推進事業 環境保全型農業直接支援事業
<b>地場産品を活用した食のまちづくりの推進</b> 新鮮でおいしい野菜や果物の産地であることを活用し、地産地消と市民の健康づくりを促し、食育を中心とした食のまちづくりにつながる取り組みを推進します。	地産地消・食育事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年夏	目標値 平成29年度
ほ場整備予定箇所数	1 箇所	4 箇所
認定農業者数	375 人	500 人
利用権設定率	3.7%	5.0%
農産物の商標登録数	2 件	10 件
農業生産法人の数	6 法人	15 法人
農村体験交流の参加者数	2,238 人	3,000 人
エコ農業認定農業者数	407 人	550 人

**基本施策  
3－2－4****魅力ある田園観光交流のまちづくり****●現状と課題**

- 年間観光客は210～230万人となっており、施策指標の目標値は達成していますが、本市の観光交流資源の活用や受け入れ体制、PRなどは十分とはいせず、今後の取り組みによっては、交流人口の増加が期待できます。
- 本市の資源である農業、自然（山林、河川、生物、動植物等）、歴史文化、食などを活用し、観光交流に活用するとともに、まち案内人の養成や受け入れ窓口の一本化など体制の整備を進めていく必要があります。
- 観光交流の振興のために、農業、商業、工業の連携、生涯学習や歴史文化との連携など様々な人との連携・協力体制を構築し、総合的な観光交流の振興方策を講じる必要があります。
- 観光交流の振興によっていろいろな産業が活性化し、交流が活発となるように、協働の支援を充実する必要があります。

**●基本的な考え方**

- 豊かな農産物を生産し、四季折々の美しい景観を提供する農業を中心として、緑豊かな自然、粉河寺を初めとする豊かな歴史や文化資源等豊かな地域資源活用した観光交流のまちとしての振興を図り、まちの活性化を促すものとします。
- 観光交流客受け入れのために、観光協会や商工会などが連携して多様な観光交流資源をそのニーズに応じて案内、コーディネートできる「語り部などまち案内ができる人」の養成を図り、交流人口の受け入れをやするものとします。また、観光交流人口の受け入れ先として、農業、食、アウトドア、歴史・文化それぞれの部門が連携して受け入れ方法などを協議し、観光交流客の増加に対応できる体制づくりの支援を行います。

**●目標が達成された姿**

農業を主とする地域資源活用型の観光交流地域として、様々な観光交流客の受け入れ体制が整い、市内に多くの観光交流客が訪れています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>観光交流人口受け入れ体制の整備</b> 観光交流客を受け入れる地域資源として重要な、農業および農産物加工、販売等の施設、歴史文化的な施設、山林・河川等アウトドア関連地区、飲食や販売関連施設、および宿泊関連施設等については、観光交流客受け入れのノウハウを高め、それぞれの施設団体が連携して、人材育成や受け入れに関する情報の共有を図るものとします。	観光協会事業 観光施設管理運営事業
<b>観光PRの推進</b> 観光交流都市として多くの人を受け入れるために、様々なメディアを通してPRするとともに、観光エージェントや鉄道バス会社とも連携を図っていくものとします。	観光PR事業
<b>観光協会の運営体制の強化</b> 観光交流振興の受け入れ窓口の拠点として、受け入れ体制の整備や観光PRなど様々な事業の企画やコーディネートをする核となる組織として、経営基盤の強化や運営体制の強化を図っていきます。	観光協会事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
年間観光客数	210万人	218万人



## (4) 政策目標4 「環境づくり」の実現

政策目標4

### 環境づくり

## 環境にやさしいまち

#### 施策目標4-1 生活環境

環境にやさしい暮ら  
し方をし、きれいなま  
ちで生活している。

4-1-1 ごみの減量・資源化等衛生的な環境づくり

94

4-1-2 下水道整備などによる河川等の水質改善

96

**市民の目標** ごみの減量化など環境に配慮した生活を心がけるとともに、自分たちの住む環境を美しく保全する活動等に積極的に参加します。

**行政の目標** 環境美化に関する啓発等を実施するとともに、適正な廃棄物処理や下水道等の整備を進めます。

#### 施策目標4-2 自然環境

豊かな自然を守り、自  
然とのふれあいを大  
切にしている。

4-2-1 森林の保全とふれあい環境づくり

98

4-2-2 水辺の自然ふれあい環境づくり

100

**市民の目標** 自然に親しみ、自然とふれあい、保全意識を高め、維持管理活動等に参加します。

**行政の目標** 自然環境の保全活動を支援するとともに、自然とふれあう機会を提供し、保全意識を啓発します。

### ●現状と課題

- 市民意識調査によると、73%がごみの減量化に取り組んでおり、取り組みは進んできているものの、一部徹底されていない現状から市民に対し適正な分別排出や減量化について周知し、より一層の理解と認識を高めていく必要があります。
- 不法投棄についてはパトロールや撤去作業・監視カメラ設置等取り組みを推進していますが、減少につながっておらず、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

### ●基本的な考え方

- 循環型社会の実現をめざして、ごみ問題や資源の有効利用に対する市民の意識改革を促し、市民、事業者、行政が連携してごみの減量およびリサイクルに積極的に取り組みが行われるように支援を行います。
- 家庭用ごみ等の廃棄物を、適切で安全に処理するために、新しいごみ処理施設の整備を推進します。
- 廃棄物の不法投棄を防止し、安全で美しい自然や生活環境を守るために、市民と一緒に取り組みを推進します。
- 市民、事業者、行政が連携して協働でまちの清掃や花いっぱい運動などに取り組み、清潔で美しいまちづくりをめざすものとします。

### ●目標が達成された姿

ごみの減量化、資源化が進み、環境にやさしい暮らし方が行われています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
ごみの減量、資源化の推進 一般家庭から排出される生ごみの減量化や再資源化を促すとともに、市民や事業者のごみの減量化や資源化に対する意識啓発を図ります。	ごみ排出抑制事業 ごみ再資源化事業 生活環境整備事業（生ごみ処理機購入補助）
廃棄物の適正処理 ごみの収集率の向上およびリサイクルセンターにおけるごみの一括的な処理を図るため、新しいごみ処理施設の整備を推進します。	新廃棄物処理施設整備事業
不法投棄防止の推進 府県界や山間部等への不法投棄搬入の防止のために、監視カメラによる監視や定期的なパトロールを強化します。	不法投棄防止事業
環境美化活動の推進 地域の水路の一斉清掃など市民自らが取り組むまちを美しくする環境美化活動等を支援し、市民協働による美化活動がより活発になるように広報や啓発を推進します。	環境美化事業

## ●成果指標

指標	現状値 平成23年度	目標値 平成29年度
ごみ排出量	19,220 t <sub>干</sub>	20,000 t <sub>干</sub>
ごみ資源化率	18.1%	25.7%
不法投棄パトロール回数	270回	300回

**基本施策  
4－1－2****下水道整備などによる河川等の  
水質改善****●現状と課題**

- 本市では公共下水道、集落排水施設、浄化槽など様々な方式の汚水処理施設が整備されており、水洗化率は全体で46%程度、公共下水道整備区域の整備進捗率は10%程度となっています。
- 市民意識調査によると「下水道整備により河川等の水質改善」の取り組みについては「もっとやるべき」との意向が高くなっているものの、人口減少や高齢化の本格化、社会構造の変化など汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、また地方財政が依然として厳しい状況にあることに伴い、より一層効率的な汚水処理施設の整備手法を選定することが必要となっています。
- 生活・工場排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため河川等の水質検査の継続が必要となっています。

**●基本的な考え方**

- 快適で衛生的な生活ができる環境づくりを進めるために、家庭や工場からの排水を適切に処理する汚水処理施設の整備と普及を促します。また、その結果、良好な水質と水生生物の生息環境を実現させ、自然の豊かさを満喫できる河川環境があるまちづくりをめざします。
- 家庭の雑排水や工場排水が、河川等の環境に大きな影響があることを市民に認識してもらい、環境保全に関する取り組みを促し、汚水処理施設が整備され快適で衛生的な生活環境ときれいな河川環境のあるまちづくりをめざします。

**●目標が達成された姿**

市内に汚水処理施設が普及し、衛生的な生活環境が実現されるとともに、河川等の水質改善が進み、美しい清流や良好な生物の生息環境があるまちが形成されています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
汚水処理施設整備の推進  公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽など汚水処理施設の整備と適切な維持管理を促し、かつ下水道への接続率を向上させ、衛生的な生活環境づくりと河川等の水質浄化を促します。	公共下水道整備事業 下水道促進事業 浄化槽設置補助事業
水質保全の取り組み  家庭雑排水が環境におよぼす影響を市民に周知することで、汚水処理施設への接続等を促し、水質向上と環境を守る取り組みを推進します。	水質保全事業 (水質検査等の継続)
汚水処理施設の効率的で健全な運営  汚水処理施設の整備や維持には、大きな財政負担が必要であることから効率的な整備、維持管理を行うとともに、整備区域での下水道への接続を促すように市民の理解を広げます。	公共下水道整備事業 下水道促進事業 浄化槽設置補助事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年夏	平成29年度
水質検査箇所数 (紀の川、貴志川支流)	39 箇所	39 箇所
下水道整備区域の整備進捗率	10.3%	—
浄化槽普及率	35.1%	39.0%

※ 下水道整備計画区域の整備進捗率＝下水道整備済面積/下水道整備計画区域面積×100

※ 下水道整備区域を見直し中のため、目標値は設定しておりません。

### ●現状と課題

- 森林保全等各取り組みを推進し、間伐実施率は微増傾向にあるものの、山林所有者の山離れによる森林荒廃に歯止めがきかない状況にあります。山林所有者の負担軽減が必要となり、公的資金の確保が必要不可欠となっています。また、鳥獣害対策の積極的推進が必要となっています。
- 市民意識調査によると 76%が「自然とのふれあい」を大切にしているものの、ハイランドパーク粉河等の施設については老朽化が進んでおり、施設の今後の整備方針等の検討が必要となっています。

### ●基本的な考え方

- 本市域の 50%以上を占める森林は、木材生産機能、水源かん養機能、保健休養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能など多面的な機能を有し、本市の環境を形成する人工林の間伐など適正な維持管理を行い、長期的な視点に立ち、保全を基本としながら適正な活用を促します。
- 本市の森林は、人工林が多い地域、防災法指定地域、貴重な植物群落や貴重な生物の生息環境地域、ハイランドパーク粉河などレクリエーション施設の整備地域など、地域ごとに特色があることから、その特性に応じた保全と活用方策を促すとともに、緑豊かな都市、紀の川市を特徴付ける森林として整備を推進します。

### ●目標が達成された姿

本市を特徴付ける森林として整備を行い、緑豊かな景観や環境が守られるとともに、適切な管理と活用によって多くの市民が森林の恵みを享受していることを認識して過ごしています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
多面的な機能を有する森林の保全 大半の森林地域では保全を基本とした維持管理を促し、人工林が多い地域では適切な間伐や造林を行い、良好な木材生産と災害に強い森林づくりを行います。	森林保全事業 間伐等の助成事業
企業の森や市民の森の整備 企業や市民に呼びかけて人工林から広葉樹林へ転換するための植樹や成長管理を行う区域を設定し、市民や企業参加の森づくりを推進します。	緑化推進事業 企業の森事業
森林を活用したふれあい環境づくり ハイランドパーク粉河など施設型のレクリエーション施設は、老朽化が進んでおり、今後、効果的な活用ができるよう、運営の見直しを図り、ハイキングコースや休憩広場など森林本来の良さを体験できるふれあい環境づくりの整備や維持管理を行います。	自然環境保護事業 紀の国森づくり基金活用事業
有害鳥獣捕獲の効率的な推進 有害鳥獣捕獲を効率的に行い、農作物への被害軽減ならびに市民が安心して生活できる環境の保全を図ります。また、高齢化により、減少傾向にある猟友会に対し、運営補助、狩猟免許取得支援補助を行い、有資格者の確保を図ります。	鳥獣害対策事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
人工林の間伐実施率	26.0%	40.0%
狩猟免許取得者数	174人	224人

### ●現状と課題

- 水辺の自然ふれあい環境づくりにおいては、ほたるを守る市民活動の支援事業に取り組んでおり、鑑賞者が年々増加しているが、そのほとんどがマイカー利用で交通マナーを考慮する必要があるとともに、ほたるの育成についても気象環境に大きく左右され、対応が難しくなっています。
- ほたるをはじめとした「保全対象種」の保護活動に努め、水辺環境に対する市民の意識の向上を促すことが課題となっています。

### ●基本的な考え方

- 市民が紀の川市の水辺の豊かな自然に親しむことにより、自然の大切さを認識し、積極的に水辺環境の保全に取り組むことができるよう支援を行います。
- 本市の水辺環境を体験交流の貴重な資源として位置づけ、水辺の体験や案内を行う人を養成し、市外の人にも楽しんでもらうしくみづくりや環境整備を推進します。

### ●目標が達成された姿

市内主要河川の水質がきれいな清流となり、河川や水辺を利用した、様々なレクリエーションが体験できる地域が設定され、多くの人が安全に楽しめる水辺空間となっています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>水辺の自然ふれあい環境づくり</p> <p>国や県の管理となっている紀の川や貴志川などの大河川については、市民が安全に河川とふれあい、楽しむことができる空間整備を国や県に働きかけます。</p>	水辺のふれあい空間整備事業
<p>貴重な水生生物を守る環境づくり</p> <p>ほたるが多く生息する地域ではその生息環境を保全し、ほたるの時期には鑑賞スポットとして市民や交流客に楽しんでもらうよう促します。また、ほたるが生息する良好な水質や河川環境がある地域として市民の自信につながる取り組みを進めます。</p>	ほたる保護事業
<p>河川の高水敷を活用した緑地の活用</p> <p>紀の川の高水敷に整備されている3箇所の河川緑地の適正な維持管理を行い、市民等のレクリエーション需要への対応図ります。</p>	公園緑地維持管理事業



## (5) 政策目標5 「行財政」の実現

政策目標5

### 行財政

#### 健全な行財政運営をするまち

##### 施策目標5-1 行財政運営

- 効率的で健全な行財政運営を行っている。

5-1-1 効率的・効果的で健全な行財政運営

104

5-1-2 行政評価制度の推進

106

市民の目標

行財政に関心をもち、納税義務を果たします。

行政の目標

行財政改革を推進し、行政評価制度を適正に推進します。

##### 施策目標5-2 市民サービス

- 市民にわかりやすい開かれた市民サービスを行っている。

5-2-1 職員の能力向上

108

5-2-2 わかりやすい情報発信とPR戦略の展開

110

5-2-3 新庁舎を拠点とした市民サービス

112

市民の目標 行政運営に関心をもち、市政に積極的に参加します。

行政の目標 職員の資質向上に取り組み、新庁舎を拠点とした市民サービスの充実を図ります。

### ●現状と課題

- 市税の徴収においては口座振替やコンビニエンスストア等での収納を可能にするなど納稅者の利便性を図り、滞納処分の強化に取り組むことにより収納率が向上しています。今後も新たな滞納を未然に防ぐことが不可欠となっています。
- 公平、公正な市税の賦課に努め、賦課事務の一層の効率化、市有財産の有効利用と未利用地・遊休財産の効果的な処分、財政規模に見合った事務事業の決定システムの構築、適正な人事管理、行財政改革集中改革プランの実施状況の検証、民間活力の積極的・効果的活用等が課題となっています。

### ●基本的な考え方

- 市民に対して、納稅に対する理解が得られ、市税等の収納率が向上できるように、行政サービスの向上や実施する事業の適正な評価、行財政情報の市民への公開を進めます。
- 中長期を見通した財政計画を策定し、計画的かつ安定的な財政運営を推進します。また、市民の理解を得るために、財政計画や運営状況について情報公開を進めます。
- 平成23年3月に策定された行財政改革集中改革プランに基づき、行財政運営の効率化をめざします。その中で、遊休財産の処分や民営化への移行など効率的な行政運営に向けた取り組みを積極的に推進します。

### ●目標が達成された姿

本市にふさわしい行政サービスが効率的・効果的に行われ、市民が納得できる行財政運営が健全かつ安定的に行われています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
納税の適正化と収納率の向上  税の公平性を確保するために、税に対する納税者の意識の啓発や行政サービスについて理解が得られるように情報公開に努め、また、利便性の高い納税方法を取り入れ、収納率の向上をめざします。	市税収納事業 市税滞納整理事業 市税収納連携事業 行財政に関する情報化推進事業
財政計画に基づいた計画的な財政運営  中長期を見通した財政計画に基づき計画的な財政運営を行います。また、事務事業評価に基づく事業の妥当性の検証や、企業会計の視点を取り入れた財務分析を行い、財政運営についての市民の理解を得られるように、情報を公開します。	財政状況、事務事業評価結果、財務分析結果の公表
行財政改革の着実な推進  第2次紀の川市行財政改革大綱に基づき、行財政の効率的・効果的な運営に向けて、着実に改革を推進します。	行財政改革推進事業 職員人事管理事業 民間委託・民営化推進事業
行政財産の適正管理と有効活用  市有財産の把握を行い、行政サービス上必要なものと、不要なものを分類し、効率的な管理と不要資産の処分を推進します。 遊休資産については、未利用地有効利用検討委員会の答申に基づき、一般競争入札等により計画的、かつ迅速に処分を推進します。	市有財産適正管理事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
市税収納率	98.4%	98.5%
経常収支比率	90.2%	類似団体の平均値以下
職員数	615人	550人
効果的に処分された遊休資産の数	11件	30件

### ●現状と課題

- 平成20年度から「市民サービスの質の向上」と「職員力の向上」を目的に事務事業評価を導入し、市で執行している全ての事務事業においてP D C Aサイクルによる事務事業の見直しや改善の手法が確立されてきました。今後は、長期総合計画の進捗管理や事務事業の重点化、予算配分に活用し、計画的で効率的な行財政運営を行うため、行政評価制度の取り組みをさらに進める必要があります。
- 市民意識調査によると行財政改革については、「よくわからない」「効果の成果がみえない」「改革をもっと進めるべきである」との意見が多くなっており、市民に対して行政評価制度を活用した積極的な情報公開を進め、行政の説明責任を果たす必要があります。

### ●基本的な考え方

- 総合計画の実施計画に基づき、計画的に事業実施を行うとともに、事業については行政評価制度を活用することによりその成果を客観的に評価し、事業の見直しや改善を行うことで、より効率的・効果的な行財政運営をめざします。また、行政評価の結果を市民に公表し、行財政運営について市民が理解しやすいように努めます。

### ●目標が達成された姿

効率的で効果的な行財政運営が担保され、政策目標に基づく市民サービスが向上しています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
行政評価制度の推進  計画的で効率的な行財政運営を図るために、行政評価制度に基づく事務事業評価を実施し、事業の見直しや改善を行います。また、長期総合計画の進捗管理や事務事業の重点化、予算配分に活用できるしくみを構築します。	行政評価事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
行政経営の視点で仕事を理解している職員の割合	82.6%	100%

### ●現状と課題

○職員研修においては、効果的な研修方法による継続的な実施が求められています。また、人材育成に活用するための人事評価制度の導入を併せて実施することが求められています。

### ●基本的な考え方

○充実した市民サービスを提供し、市民との協働により、質の高いまちづくりを推進できるよう、行政職員としての人間力や専門的能力、技術を磨きます。また、適性に応じた職場配置や業績に応じた人事評価を実施し、いきいきとした職場と笑顔の絶えない行政サービスができるまちづくりを推進します。

### ●目標が達成された姿

職員の採用、研修、評価が適正にかつ継続的に行われ、職員がいきいきと働くことができる職場づくりと、充実した市民サービスや協働のまちづくりが行われています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
職員の資質の向上  市民が満足する行政サービスが提供できるように、職員一人ひとりの専門的知識や技術の習得など能力開発や、行政職員としての識見や人間力を養うために、研修を継続的に実施します。	人材育成事業
適正な人事評価と人材活用  職員それぞれの長所、短所を見極めて人材育成と担当業務配置に活用するために、人事評価制度の導入を実施します。	人事評価制度の導入
協働のまちづくりを推進できる職員の養成  総合計画の大きな政策目標となっている協働のまちづくりを推進するために、市民や企業と一緒に事業やまちづくりを進めるための技術や能力を身につける研修を推進します。	人材育成事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
職員研修に参加した職員数	1,923人	2,200人

### ●現状と課題

- 広報事業の柱である「広報紀の川」発行事業については合併後6年連続で県広報協会主催のコンクールで1位をとるなど全国レベルにありますが、ホームページはシステムが古くなっています。新しいツールの導入などリニューアルの検討が必要となっています。
- 紀の川市の地域資源を市内外に情報発信するPR事業について、PRだけでなく、先進的な取り組みや地域資源の魅力を高める事業の充実と併せて推進する必要があります。ラジオ媒体でのPR事業なども実施しており、各PR事業の取り組みについて再編し、総合的な取り組みを進める必要があります。
- 平成19年6月から開始した「紀の川市メール配信サービス」については、当初、重要情報とされた「防災情報」を瞬時に配信することが困難でしたが、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と連携することにより、緊急地震速報や気象警報などを瞬時に配信することができるようになりました。今後は、さらに広い世代の市民が「必要とする情報」の配信に取り組む必要があります。

### ●基本的な考え方

- 広報紙をはじめ各種媒体により、市民に情報を積極的に提供し、市民協働によるまちづくりを推進します。また、インターネットなどによる情報提供を推進します。
- 個人情報の保護に配慮しながら、行政が保有している情報（文書等を含む）を市民に公開することを原則とし、公平な行政運営が行われるように運営を行います。

### ●目標が達成された姿

紀の川市の行政情報が広く市民に行き渡り、行政に対する理解や行政サービスの利便性が高いまちとなっています。また、有効な観光情報やイベント情報など市内外からの利用が促進され、観光交流人口の増加や市の知名度が上がり、市のイメージ戦略に結びついています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>広報の充実</b> <p>行政をはじめ、観光やイベント、特産品などの情報を市内外に広くPRするため、広報紙やラジオ、メール配信、ホームページなどによる多様な広報活動を推進します。</p> <p>特にホームページは、ネット社会における「紀の川市の玄関口」であることから、ソーシャルネットワーキングサービスなどの新しいツールの活用に取り組みます。</p>	紀の川市PR事業
<b>メール登録者への緊急情報等の発信</b> <p>メール登録者に対して、防災情報や子どもに対する緊急を要する情報をはじめ、イベント内容等、適切な時期にきめ細かな情報を発信し、サービスの充実と普及を促します。</p>	メール情報発信事業
<b>情報公開の推進</b> <p>市民に信頼される透明性の高い市政を推進するため、また、市民に市政への关心や参加意欲を促すため、市政に関する様々な情報を迅速的かつ積極的に公表します。</p>	情報公開の推進事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
メール配信登録者数	1,820人	2,800人
ホームページ（トップページ）への年間アクセス数	288,914件	400,000件

### ●現状と課題

- 平成25年度に予定されている新庁舎の完成に向けて、新庁舎を拠点とした市民サービスの向上、支所機能の再編が求められています。

### ●基本的な考え方

- 新庁舎を市民サービスの拠点として位置づけ、様々な行政サービスを1箇所で受けられるだけでなく、屋外の市民広場、2階の市民協働スペース等を活用して、様々なイベント、展示、会議など市民協働の取り組みができるようにします。
- 4つの支所および駅済出張所においては、各種証明書の発行サービスなど支所としてのサービスを継続しながら、新庁舎の運営と連携し、市民サービスの向上に努めるものとします。
- 各種証明書等の自動交付による住民サービスの向上を促します。

### ●目標が達成された姿

新庁舎を拠点とした市民サービスが充実し、かつ市民利用スペース等が有効に利用され、多くの市民が利用し、新庁舎に対する満足度が高くなっています。

## ●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<b>証明書等交付サービスの充実</b> 住民への各種証明書等発行の利便性を高めるために、各種証明書の自動交付機を設置、またはコンビニエンスストア等での各種証明書の発行等住民サービスの利便性向上を推進します。	各種証明書交付サービス向上事業
<b>総合窓口によるサービス</b> 新庁舎における市民の利用や相談がスムーズにできるように総合窓口案内的な機能を整備し、市民サービスの利便性向上を促します。	
<b>市民利用スペースの有効利用</b> 屋外広場、市民協働スペースなど市民が利用できるスペースを有効活用して、イベント、展示、協働の取り組み等を推進します。	
<b>支所の再編と市民サービスの充実</b> 旧町単位の支所については、行政サービスだけでなく様々な市民活動ができる拠点として、新庁舎との連携を図り、市民サービスの充実を図ります。	自治振興事業 各支所行政事業

## ●成果指標

指標	現状値	目標値
	平成23年度	平成29年度
証明書等自動交付機設置数	0箇所	3箇所
市民協働スペースの利用件数	0件	50件



## 參考資料編



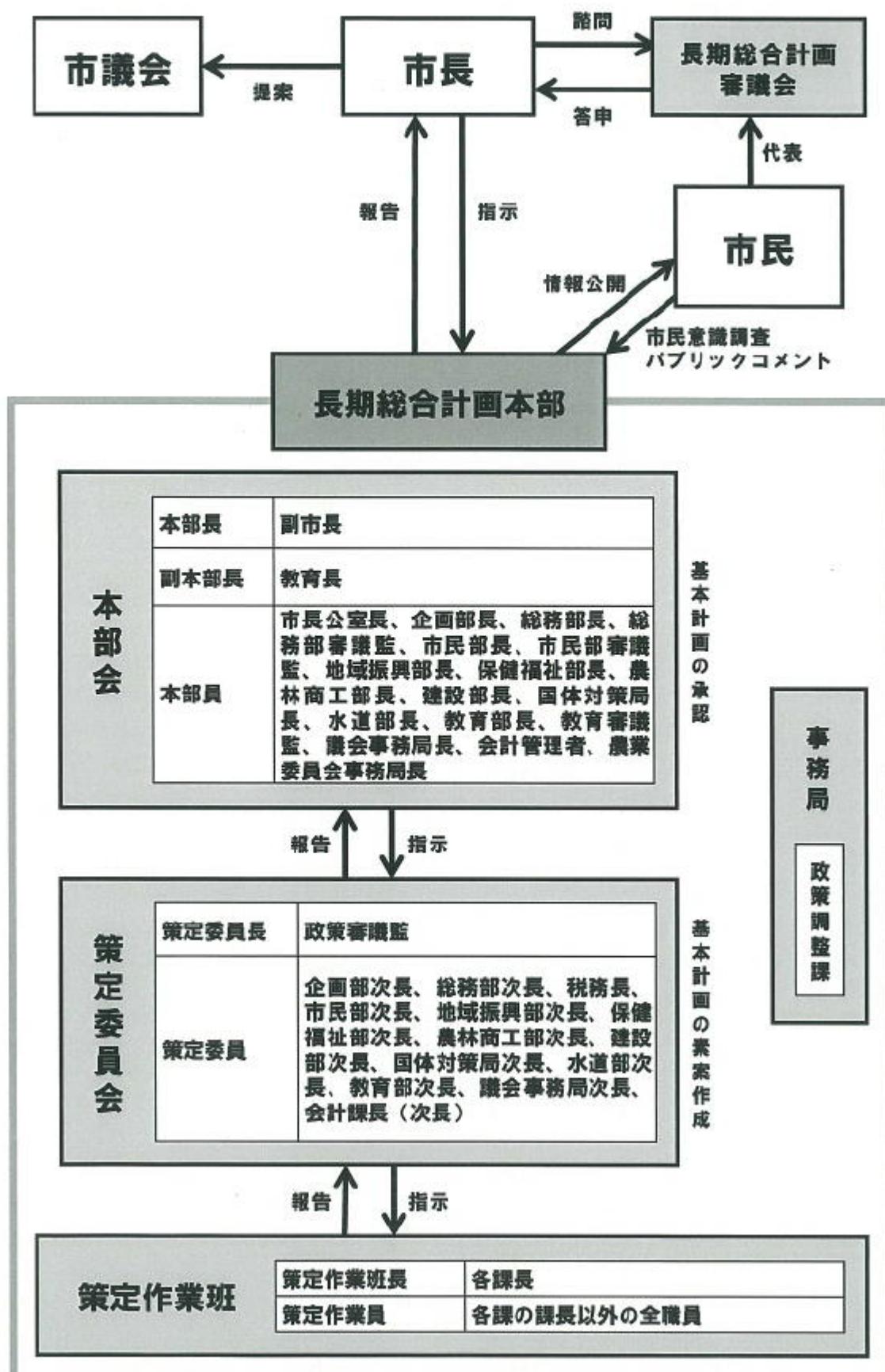
## 1. 策定の経緯

日程		内容
平成 23 年	8月17日	長期総合計画本部設置
	8月18日	長期総合計画本部 第1回本部会
	9月7日	長期総合計画本部 第1回策定委員会
	11月11日	長期総合計画本部 第2回策定委員会
	12月1日から12月26日	後期基本計画策定等に係る市民意識調査 *市内在住の16歳以上の方 2,000人
	12月13日から12月22日	中学生まちづくりアンケート *市立の中学校2年生 627人
平成 24 年	4月12日	長期総合計画本部 第3回策定委員会
	4月16日から5月10日	長期総合計画本部 策定作業班 前期基本計画課題整理分析シートの作成
	7月20日から7月24日	各部、各課ヒアリング
	8月21日	長期総合計画審議会設置・諮問
	8月21日	第1回長期総合計画審議会
	9月26日	長期総合計画本部 第2回本部会
	10月2日から10月3日	各部再ヒアリング
	10月16日	第2回長期総合計画審議会
	10月29日から11月9日	計画案についてのパブリックコメント
	11月8日	第3回長期総合計画審議会
	12月18日	第4回長期総合計画審議会・答申
	12月21日	議会全員協議会(経過報告)
平成 25 年	3月	長期総合計画本部 第3回本部会

## 2. 紀の川市長期総合計画審議会(後期基本計画)委員名簿

氏名	備考		役職
上野 健	住民代表	紀の川市議会議員	委員
今西 敏文	住民代表	紀の川市議会議員	委員
坂本 康隆	住民代表	紀の川市議会議員	委員
村垣 正造	住民代表	紀の川市議会議員	委員
田代 範義	住民代表	紀の川市議会議員	委員
井尻 和男	住民代表	打田区長会長	副会長
尾上 謙必	住民代表	粉河区長会長	委員
中谷 好孝	住民代表	那賀区長会長	委員
小西 義夫	住民代表	桃山区長会長	委員
小田川 正二	住民代表	貴志川区長会長	委員
尾崎 加代子	住民代表		委員
勢田 勝子	住民代表		委員
西本 靜代	住民代表		委員
坂口 富子	住民代表		委員
仁藤 伸昌	学識経験を有する者		会長
西川 泰弘	学識経験を有する者		委員
佐野 一男	学識経験を有する者		委員
野村 壮吾	学識経験を有する者		委員
川上 勝次	学識経験を有する者		委員
中坂 政廣	学識経験を有する者		委員
谷 充夫	公共的団体代表	紀の川市消防団 団長	委員
小嶋 克兒	公共的団体代表	紀の川市老人クラブ連合会 会長	委員
吉田 喜代司	公共的団体代表	紀の川市身体障害者連盟 会長	委員
東畑 耕三	公共的団体代表	紀の川市人権委員会 会長	委員
高田 亮平	公共的団体代表	紀の川市商工会 会長	委員
山田 泰行	公共的団体代表	紀の里農業協同組合 代表理事組合長	委員
堀 貴己	公共的団体代表	紀の川市女性会議 会長	委員
			27名

### 3. 策定体制図



## 4. 紀の川市長期総合計画審議会条例

(平成17年11月7日条例第28号)

### (設置)

第1条 本市に、紀の川市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、紀の川市長期総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

### (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 住民代表

(3) 公共的団体代表

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了し、答申をもって満了する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

## 5. 諒問・答申

24 紀政策発第 143001 号

平成 24 年 8 月 21 日

紀の川市長期総合計画審議会

会長 仁藤 伸昌 様

紀の川市長 中村 慎司

紀の川市長期総合計画（後期基本計画）の策定について（諒問）

第 1 次紀の川市長期総合計画後期基本計画を策定するにあたり、紀の川市長期総合計画審議会条例（平成 17 年紀の川市条例第 28 号）第 2 条の規定に基づき、紀の川市総合計画（後期基本計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成 24 年 12 月 18 日

紀の川市長 中村 慎司 様

紀の川市長期総合計画審議会

会長 仁藤 伸昌

紀の川市長期総合計画（後期基本計画）の策定について（答申）

平成 24 年 8 月 21 日付け 24 紀政策発第 143001 号で諒問のありました紀の川市長期総合計画（後期基本計画）の策定について、別紙のとおり答申いたします。

なお、本答申にあたっては、4 回の審議会を開催し、慎重な審議を行うとともに市民各層からの意見聴取も行い、審議会に反映させました。

審議会は平成 20 年 3 月に策定した前期基本計画と実施計画の進捗状況を精査し、合併後 6 年余を経た紀の川市をさらに発展させるための軌道修正を行いました。

わが国全体に見られる自然災害の頻発、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の影響はあるものの、市民の参加による紀の川市独自のまちづくりの息吹を感じる事例も見られ、本市の発展が期待できます。

今後、予測しがたい社会情勢にも柔軟に対応できるようお願いするとともに、審議会における意見を充分に尊重し、紀の川市の将来像である「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる紀の川市」の実現に向け、各種施策の推進に努められることを期待します。

最後に、新庁舎での業務開始を機会に「行政のさらなる市民サービスの向上」と「紀の川市民としての意識の一体化」がなされることを期待します。

## 6. 用語解説

本計画における用語の説明資料です。

### ア行

#### ○アクセス道路

「都市のある施設に至るための道路」また、「高速道路と一般道路を結ぶ道路」の意味。  
(P74、P75)

#### ○アウトドア・レクリエーション

アウトドア・アクティビティ（Outdoor Activity）と同義語。屋外で行うスポーツやレジャーの総称。日本では一般に「アクティビティ」が省略されて、アウトドアという一語で使用されることが多い。  
野外活動ともいわれ、この表現では野外体験活動、野外教育活動、野外学習活動、自然体験活動などの教育目的の活動が含まれる。  
(P8)

#### ○IT化

インフォメーション・テクノロジー（Information Technology）の頭文字を取ってITとよんでいる。「情報技術」のこと、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。その言葉の意味は、広く情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまでおよぶ。具体的には、コンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、会社の業務や生活に役立てるための技術を指すことが多い。現在は、「ICT」という用語が使われることが多い。  
※ICTはInformation and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション・テクノロジー）の頭文字。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われている。  
(P54、P78)

#### ○新しい公共

公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方。  
(P5)

#### ○NPO（法人）

民間が主体となって社会貢献活動・慈善活動を行っている非営利団体のこと。また、NPO法人（特定非営利活動法人）は、NPOのうち「特定非営利活動促進法」に基づき、都道府県や政令指定都市の認証を受けた団体のこと。  
(P5、P21、P30、P31、P50、P87)

#### ○エコ農業（者）

土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業のこと。  
また、エコ農業者とは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。（エコファーマーともいう）  
(P23、P88、P89)

### 力行

#### ○介護予防

要支援や要介護といった状態になることをできるだけ遅らせ、要支援や要介護状態になつてからは、その状態を維持、改善して悪化を防ぐことを目的として行う取り組み。  
(P20、P39、P46、P47)

#### ○核家族化

大家族の反対を意味する家族の基本的な単位として、一組の夫婦とその未婚の子どもからなる世帯を核家族と言い、近年における大家

族から核家族へ変化する過程のこと。

(P7、P13、P48、P49、P50、P58)

#### ○学童施設

共働き家庭をはじめとした保育に欠ける事情がある小学生を対象として、放課後や夏休み、冬休み、春休みなど、親が不在となる子どもの安全を守るために、指導員とともに遊び、学び、生活する施設。

(P21、P49)

#### ○観光エージェント

旅行会社のこと。旅行業の登録には、旅行業と旅行代理業の2種類に分けられるが、これらを総称して観光エージェント（トラベル・エージェント）という。

(P91)

#### ○環境保全型農業

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。化学肥料・農薬の削減量に応じてタイプ分けしているが、有機農業や、合鴨・鯉などを使う生物稻作もその一形態に位置付けられた。他方、「食料・農業・農村基本法」は自然循環型農業の推進を掲げ、その実現手段として「持続農業法」などいわゆる農業・環境3法を定めた。

(P88、P89)

#### ○紀の国森づくり基金

和歌山県では、水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全および森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むため、「紀の国森づくり基金条例」、および「紀の国森づくり税条例」が制定されている。その条例に基づいて紀の国森づくり基金が設置

され、上記の趣旨に沿った「紀の国森づくり基金活用事業」が行われている。

(P99)

#### ○行政評価

市町村等が実施する政策、施策や事務事業について、数値による成果指標を用いて妥当性、有効性、効率性を客観的に評価し、それを次年度以降の事業の見直しに活かしていくことを目的とする制度。

(P19、P24、P103、P106、P107)

#### ○協働

市政をよりよくするという同じ目的のもと、市民と行政が協力しながら取り組んでいくこと。パートナーシップの取り組みのこと。

(P5、P7、P9、P13、P16、P20、P25、P27、P28、P29、P32、P33、P58、P62、P69、P74、P80、P90、P94、P95、P108、P109、P110、P112、P113)

#### ○経常収支比率

財政構造の弾力性を示す数値で、支出全体に占める人件費や公債費などの経常的にかかる経費に充てられた経常一般財源の比率のこと。この比率が低いほど経常的な経費に使われた経常一般財源に余裕があり、弾力性に富んでいることを示す。経常収支比率は、自治体にあっては75%未満が望ましいとされている。

(P25、P105)

#### ○グループホーム

障害のある人や高齢者などが、援助・支援を受けながら共同生活を営む住居のこと。

(P44)

#### ○グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象をいう。日本で使われ出した1970年代当初は、環境問題など人類共通の問題として取り組みが必要な問

題などがグローバルな問題などとして使用されたが、1990年代以降は経済のグローバル化が強調されて使われるようになってきている。  
(P5)

#### ○ケアホーム

入浴、排泄、食事などの介護を提供する障がい者のための住居のこと。  
(P44)

#### ○コーディネート (Coordinate)

各部を調整し、全体をまとめること。  
(P90、P91)

#### ○高規格道路

高規格幹線道路と地域高規格道路の総称。高規格幹線道路とは、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、本州四国連絡道路、一般国道の自動車専用道路などからなる。地域高規格道路とは、高規格幹線道路と一緒にとなって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。地域発展の中心となる拠点を連結する、地域の交流や連携を促進するなどの機能を有する道路のこと。  
(P74、P75)

#### ○後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。  
(P40)

#### ○交通弱者

自動車中心社会において、移動を制約される者。  
(P73)

#### ○交流人口

通勤・通学、買物、観光、文化など多様な目的で地域に訪れる人口のこと。定住人口に対する用語。  
(P8、P14、P23、P82、P86、P88、P90、P91、P110)

#### ○高齢化率

全人口に占める65歳以上の割合。  
(P4)

## サ行

#### ○産直施設

「産地直売」を行う施設のことで、生鮮食料品や特産品などを卸売市場など通常の流通経路を通さずに生産者から消費者へ直接供給するもので、消費者が生産者と直接取引を行って生産物を購入することができる。  
(P23、P86、P87)

#### ○自主文化事業

粉河ふるさとセンターや貴志川生涯学習センターなどがやきホールにおいて、音楽、演劇、踊り、漫才、映画、芸能、講演会等を市が主体となって実施する事業。  
(P21、P62、P63)

#### ○自助・共助・公助

防災や福祉の場面において用いられることが多く、自分のことは自分でする、自分の身は自分で守る「自助」、お互いが助け合い連携して地域を守る「共助」が合わさった語。さらに公的機関が支援する「公助」と合わせて用いることもある。  
(P4、P6、P34、P50、P51、)

#### ○出生（中位）推計（死亡（中位）推計）

国立社会保障・人口問題研究所における日本の将来人口推計では、出生率が想定される最も高い水準で推移した場合の「高位推計」と、最も低い水準で推移した場合の「低位推計」と、その中間と仮定した場合の「中位推計」の3つの推計をしている。その「中位推計」で仮定している出生率（死亡率）のこと。  
(P4)

### ○循環型社会

環境への負荷の低減を目指し、天然資源の採取・消費を極力削減し、可能な限り有効に活用することにより、廃棄されるものを最小限に抑えた社会のこと。

(P15、P94)

### ○少子高齢社会

高齢化率が、7%を超えた社会のことを「高齢化社会」、14%を超えた社会のことを「高齢社会」と呼ぶ。また、子どもや若者が少ない社会、あるいは子どもの数（年少人口：15歳未満）が高齢者の数（老人人口：65歳以上）よりも少なくなった社会のことを一般的に「少子社会」という。この両方が進行した社会のことを本計画では「少子高齢社会」と呼ぶ。少子高齢化により、若年労働力の不足や、老人医療費の増加など、さまざまな問題が起こっている。

(P6、P14、P72)

### ○生涯学習

自己啓発や自己実現、生活の充実・向上を目的として、自発的な意志に基づき、自分にあった手段・方法で生涯行っていく学習のこと。平成19年に「生涯学習のまち 紀の川市」を宣言し、生涯学習の推進を図っている。

(P7、P20、P21、P39、P62、P64、P65、P90)

### ○情報公開

公平で開かれた行政を目的として、市民の請求に基づいて行政情報を公開すること。「紀の川市情報公開条例」に基づいて実施される。

(P9、P15、P25、P28、P104、P105、P106、P111)

### ○情報通信基盤

情報通信を行うことができるよう必要となる幹線の整備、情報ネットワークの提供などのこと。

(P22、P23、P69、P78、P79)

### ○食育

平成17年6月に成立した「食育基本法」に基づき行われている取り組み。生涯を通して一人ひとりが健全な食生活の実現および食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や判断力を身に付けるための取り組みであり、具体的には、食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の能力をつけることを目指している。市は、平成22年12月に近畿ではじめて「食育のまち 紀の川市」宣言を行い、食育の取り組みを推進している。

(P23、P56、P88、P89)

### ○シルバー人材センター

自らの生きがいの充実や社会参加を希望する労働意欲をもつ高年齢者に対して、地域社会に密着した臨時の・短期的就労を提供し、追加的収入を得るように図る公益法人。

(P23、P84、P85)

### ○人権施策基本方針

すべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、平成18年12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、それに基づき人権施策の総合的な推進を図るための基本として策定したもの。

(P55)

### ○スクールサポーター

通学時に子どもを犯罪や事故から守るために、地域住民ボランティアによる登下校時の子どもの見守りを行ってくれる人のこと。(またその見守り体制のこと)

(P21、P37)

### ○CSR活動

CSR（シーエスアール）とは、コーポレイトソーシャル レスポンシビリティ（Corporate Social Responsibility）のこと

で、頭3文字を取って、略してCSRとしている。企業の社会的責任と訳されている。CSRの意味や定義は、企業が社会において、事業活動を継続していくために、様々なステークホルダー（利害関係人）との間で信頼関係を構築・強化し、社会に対して果たしていくなければならない責任のこと。CSR活動には、企業が社会的責任を果たす一環として、環境問題や次世代育成など地域貢献活動として取り組む活動も含まれている。

(P57)

#### ○市内企業とのマッチング

マッチング（matching）とは「種類の異なるものを組み合わせること」や「複数のデータをつき合わせて照合すること」の意味。市内企業とのマッチングは、就業をめざす人と働き手を捜している市内企業を引き合わせてお互いの内容を確認し、就業を促す意味で使用している。

(P84)

#### ○スキル（アップ）

能力や技術のこと。スキルアップは訓練等により自分の能力や技術の向上を図ること。

(P7)

#### ○生産年齢人口

15歳から64歳までの人口のこと。

(P4)

#### ○総合型地域スポーツクラブ

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができる社会を実現するために、その地域に住む住民が主役になって設立し、自ら運営・管理するスポーツクラブのしくみ（組織）のこと。

(P21、P67)

#### ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、時間に余裕のない緊急事態の情報を、国（消防庁）

が人工衛星を使い、市の防災行政無線を直接起動させ、知らせるシステム。

(P110)

#### ○ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

ソーシャルネットワークは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

※インターネットの事をWebと言う。

Webとは英語では、「クモの巣」や「網の目」のようになっているもの（こと）。

インターネットはコンピューター同士がクモの巣みたいにいっぱいつながっているので、Webとも言う。

(P111)

夕行

#### ○台風12号

平成23年9月に襲来した台風で、大雨をもたらし、本市をはじめ和歌山県、奈良県に甚大な水害をもたらした。

(P4、P6、P80)

#### ○地域福祉

地域の社会資源を有効に活用し、地域に住む人々の参加を得ながら、高齢者や障害者、児童など住民が日常生活を営むうえでの困難を解決することを目的とする「新しい社会福祉」の考え方。

(P7、P20、P21、P39、P50、P51)

### ○地域力

人々が地域に関心を持ち、より良い地域としていくために、自主的に社会活動に参加する意欲のこと。特に地域コミュニティの強さを表現することが多い。

(P13、P64)

### ○地産地消

地元でつくられた農産物を地元で消費していくという「地域生産・地域消費」からつくれた語。生産者と消費者の距離が短く顔が見える関係がつくられ、消費者にとって安心感があり新鮮な農産物が手に入れられ、生産者にとって、消費者ニーズが把握でき、少量多品目の流通経路の確保や流通コストの削減による収益アップが期待されている。同時に、食や地域への理解・関心を高めるきっかけとなる。

(P88、P89)

### ○地籍調査

「国土調査法」に基づく国土調査の一つであり、土地の実態を正確に把握するため、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。

(P23、P70、P71)

### ○地方分権

行政において、中央集権システムから地方自治体に権限を分散させる体制。平成7年に制定された「地方分権推進法」を機に地方分権が進められ、平成11年には地方自治の一層の充実を図るため「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が成立した。(P5、P10)

### ○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等の機能を担う高齢者福祉の中核となる機関のこと。

(P46、P47)

### ○超少子高齢社会

超高齢社会は、国連による人口の高齢化現象を表す定義の一つであり、全人口に占める65歳以上の人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」といわれている。「超高齢社会」と同時に「少子社会」になる状況を、本計画では「超少子高齢社会」と表現している。

(P6)

(少子社会については「少子高齢社会」に記載)

### ○中央構造線

中央構造線は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯で、今も活動している活断層といわれており、地震発生時には大きな揺れや土砂崩れなどを引き起こす恐れがあり、注意が必要である。

(P80)

### ○ドメスティックバイオレンス (DV)

夫婦や恋人等、親密な関係にある男女間における暴力のこと。男性から女性に対する暴力がほとんどで、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇（いかく）などによる精神的な暴力、人とのつきあいを制限する社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。(P54)

### ○特定健診

「医療制度改革関連法」により、平成20年4月から実施された健診制度で、対象年齢は40歳から74歳で、これまでの市町村健診は廃止となり、特定健診は医療保険の各保険者の義務によって実施される。また制度の財源は、これまで税金であったものが、保険料によつて賄われることになる。特定健診は、これまでの健診の考え方であった「早期発見・早期治療」を「生活習慣病の改善・予防重視」へと転換し、メタボリックシンドローム（内臓

脂肪症候群)、糖尿病などの生活習慣病有病者・予備群の25%削減を目標としている。  
(P21、P43)

#### ○都市計画マスターplan

市町村の都市計画に関する基本的な方針。市町村が地域の特徴を活かしながら、土地利用、道路や公園の整備、街並みなどについて、今後のるべき都市像や整備方針など都市計画に関する基本的な方針を定める。

(P12、P71)

#### ○都市計画区域

都市計画法に基づく施策を行うために決められた区域。

(P70)

### ナ行

#### ○ネイティブスピーカー

「幼児期からある言語を話してきた人」を指すことになっている。それで、ある国で育った人がその国の言語のネイティブスピーカーになる。よって、イングリッシュ・ネイティブスピーカーとは英語圏の外国人を意味し、正しい英語を使い、正しい発音をする人の意味で使われる。

(P21、P57)

#### ○認定農業者

自らの農業経営を計画的に改善するため作成した農業経営改善計画について、市町村が認定した農業者のこと。

認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられる。

(P23、P88、P89)

#### ○ネグレクト

乳幼児や高齢者、病人など、要養育、要介護者に適切な衣食住を与えないことなど、育児

等の責任を放棄すること。本計画では子どもに対する子育てを放棄する意味。  
(P48)

#### ○農業生産法人

農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。「農地法」に定める一定の要件を満たす農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社の4種がある。

(P23、P88、P89)

#### ○農業振興地域

農業振興地域制度は、農地の宅地化や工業用地化など農業以外への利用が進む中で、今後とも長期にわたって農業を振興する地域を明らかにし、農業と農業以外への土地利用の調整を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図ることを目的とした制度で、農業振興地域はその施策を行うために定められた地域。

(P70、P89)

#### ○農業の6次産業化

「第6次産業化」とは、農業が農産物を生産するだけでなく、それを加工し販売するところまで視野に入れた事業展開をすることにより、農業者が多くの利益に関われるしくみを作ろうという考え方。

そこで、農業=第一次産業の「1」と、加工=第二次産業の「2」と、流通=第三次産業の「3」の数字を使って、 $1+2+3=6$ （または、 $1\times 2\times 3=6$ ）からできた「第6次産業」という造語。

(P23、P88、P89)

### ハ行

#### ○ハザードマップ

洪水、津波などの自然災害時に、迅速かつ的確に住民が避難できるように、危険区域とその程度および避難場所を明確にし、さらに避

難経路等の情報を示した地図のこと。

(P85、P80)

#### ○パブリックコメント

行政等が、事業や施策を実施する際、また計画を策定する際に、原案を公表し、広く住民・事業者等の意見・情報を求め、それを考慮して決定する手続き・制度のこと。平成11年から国の全省庁に適用され、地方自治体においても制度の適用が進んでいる。

(P9、P21、P28、P29)

#### ○PDCAサイクル

計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の頭文字をそろえたもので計画を確実に実行し、次の計画に活かしていくプロセスのことをいう。この考え方を体系化したデミング博士の名前から、欧米ではデミングサイクルと呼ばれている。

(P106)

#### ○ピンクリボンキャンペーン

ピンクリボン(Pink ribbon)とは、乳がんの正しい知識を広め、乳がん検診の早期受診を推進すること、などを目的として行われる世界規模の啓発キャンペーン、もしくはそのシンボル。日本人女性のうち、乳がんを発症する割合は約20人に1人と言われており、また、乳がんで死亡する女性の数は年間約1万人弱とされ、そのキャンペーンは年を増すごとに拡大している。

(P43)

#### ○費用対効果

公共事業を採択・実施する際に、事業に係る総費用と事業によって得られる効果(総便益)を比較して、事業効果を図ること。総便益を総費用で割って1.0以上あれば事業効果があると認められる。

(P64、P75)

#### ○ブランド化

地域の多様な資源(農産物、製造品、動物、人物など)を活用して、知恵と工夫により魅力あるブランド商品として付加価値を高め、生み育てていくこと。

(P23、P89)

#### ○文化財サポーター

市民の貴重な財産である文化財の保護・活用を推進するため、教育委員会が市民と協働で「文化財サポーター」活動に取り組んでいる。文化財サポーターは、市が主催する文化財啓発事業への支援や、文化財施設の維持管理を含む普及活動等を行っている。

(P21、P62、P63)

#### ○ファミリーサポートセンター

市町村等で設立運営している組織であり、仕事・家庭・育児の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と子育ての支援を行いたい人を会員として登録し、有償ボランティアにて相互援助する組織。

(P21、P49)

#### ○ブロードバンド

一般的にインターネットなどのネットワーク回線の高速化を表し、高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービスのこと。

(P23、P78、P79)

#### ○ボーダーレス化

企業の事業展開が国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象を指す。国境による制約が、インターネットなどの情報技術や輸送手段の発達、企業による海外現地生産の推進などにより緩くなってきたことが背景にある。

(P5)

## マ行

### ○民営化

公共事業の一部または全部を民間事業者が実施すること。事業の一部を民間事業者が行うアウトソーシング等から、外郭団体などの民間事業者への権利譲渡等まで幅広い定義がある。

(P104、P105)

### ○（紀の川市）メール配信サービス

登録者に、不審者情報や防災情報などの地域情報をメールにて届けるサービス。

(P110)

## ヤ行

### ○遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

(P89)

### ○要支援・要介護

介護保険制度における認定審査基準のこと。  
日常生活の一部において介助が必要な場合や現在の状態の悪化防止など何らかの支援をする状態を要介護状態といい、日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態を要介護状態という。(P21、P46、P47)

## ラ行

### ○リサイクル

不用品や廃棄物を原材料の段階に戻して、別の製品として再利用すること。

(P21、P94、P95)

## 7. 紀の川市民憲章

(平成十八年十一月一日 制定)

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれたまちです。

私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現をめざして、この憲章を定めます。

- 一. ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
- 一. 人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。
- 一. 勤くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。
- 一. 趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
- 一. 感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

### 解説

#### 【郷土愛・教養・創造】

ふるさとの自然を愛し、歴史・文化に学び、時代の変化にあった新しい紀の川市を創造します。

#### 【人権・交流】

相手の立場や気持ちを理解し、心のこもったことばを交わし合い、ともに支えあって生きていく人づくりを広めます。(人と人のなごみを表現するため「輪」ではなく、「和」を使用します。)

#### 【勤労・生きがい・希望】

仕事をもって働き、社会に貢献することに喜びと誇りをもち、生活を築くことで生きがいや希望を生み出します。

#### 【生涯学習・健康・家族愛】

年齢に応じた趣味やスポーツを楽しみ、健康保持に努めるとともに、生き生きとして愛情豊かな明るい家庭をつくります。

#### 【感謝・奉仕】

自然や社会からの恵みに対して感謝の気持ちを忘れず、時には自分が持っている技・知恵を行動に生かし社会に役立てていくことに努めます。





発行

紀の川市

編集

企画部政策調整課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

TEL 0736-77-2511

URL <http://www.city.kinokawa.lg.jp>